

## 国連気候変動枠組条約第15回締約国会議 及び 京都議定書の第5回締約国会議

2009年12月7-19日

### 概要レポート

国連 気候変動会議は、2009年12月7-19日、デンマークのコペンハーゲンで開催された。この会議には、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の第15回締約国会議（COP 15）と京都議定書の第5回締約国会議（COP/MOP 5）が含まれる。COP 15とCOP/MOP 5に合わせ、科学・技術上の助言に関する補助機関の第31回会合（SBSTA 31）と実施に関する補助機関の第31回会合（SBI 31）、京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関するアドホックワーキンググループ第10回会合（AWG-KP 10）、UNFCCCの下での長期的協力行動に関するアドホックワーキンググループ第8回会合（AWG-LCA 8）も開催された。

コペンハーゲン会議は、2007年12月のCOP 13からバリ・ロードマップの下で気候変動の国際協力強化を目指した2年におよぶ交渉プロセスの集大成であった。12月16-18日のCOP・COP/MOP合同ハイレベル・セグメントには115名近くの世界の指導者が出席し、ニューヨーク以外では最大の世界的指導者の集まりとなった。この会議に寄せられた一般人およびマスコミの関心は過去に類例をみないほどであり、政府や非政府組織、政府間組織、信条に基づく組織、マスコミ、国連機関を代表する4万人以上が会議出席許可を申請した。

多くのものが、コペンハーゲン気候会議で「条約の調印」が行われ、公平で野心的、平等な合意を得て、世界を危険な気候変動から回避する方向に向かわせることを希望していた。このような結果を得るために、専門家や閣僚、各国首脳レベルで2週間にわたり「厳しい交渉」と多くの参加者が称する交渉が行われた。しかし、意見対立が無いということではなかった。会議中に行われたプロセスや透明性は疑問を呼んだ。とりわけ、少人数の「議長の子」方式で行うかどうか、そしてAWGsの議論を反映させた2つの文書について議論するとのデンマークのCOP議長提案について、意見の対立が表面化した。多数の締約国がこの考えを拒否し、締約国がAWGsで作成した文書のみを用いることを求めた。

ハイレベル・セグメントでは、主要経済国と各地域グループ代表で構成されるグループにより非公式折衝が行われた。金曜日の夜遅く、非公式折衝の結果として「コペンハーゲン合意」と称する政治合意が提出されたが、これはどちらのAWGsの作成文書にも基づかないものであった。この合意の詳細は、マスコミによりCOP 閉会プレナリー前に広く報じられていた。その大半は各国首脳が「条約に調印」できるようになったと強調したが、交渉に参加したほとんど全てのものが、「完全な合意にはほど遠い」ことを公然と認めていた。

13時間近く続いた閉会COPプレナリーでは、コペンハーゲン合意という結果に至ったプロセスの透明性や、COPがこれを採択すべきかどうかについて、多くのものが「辛らつな」と称した議論が延々と続けられた。大半の交渉グループは、「よりよい」将来の合意に向け一歩踏み出すべく、運用を開始するためのCOP決議として、この合意の採択を支持した。しかし一部の 途上国は、この合意が「透明性がなく」、「民主的でない」と見做される交渉プロセスで決められたとして、これに反対した。国連事務総長Ban Ki-Moonが進行役を務める非公式折衝が深夜から早朝にかけて開催され、締約国は、コペンハーゲン合意を非公式文書としてCOP決定書に添付し、この合意にCOPは「留意する」として、COP決定書の採択に同意した。また締約国は、コペンハーゲン合意を

支持する国がこの合意に加盟するための手順を設定することでも合意した。

多くの参加者がコペンハーゲン会議の歴史的意義を認識し、気候変動を考えるため世界の指導者の大半を集めた前例のない成功を強調し、先進国と途上国が約束した緩和行動を取り上げると共に、資金や技術の提供に関する約束も指摘した。しかし大半の参加者は、「弱い合意」とみる成果に失望してコペンハーゲンを後にし、交渉の成果として正式に採択されてもいないコペンハーゲン合意の実際への影響を疑問視した。

#### UNFCCCと京都議定書のこれまで

気候変動に対する国際政治の対応は1992年のUNFCCC採択に始まる、この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目指した行動枠組みを設定した。UNFCCCは1994年3月21日に発効、現在194の締約国を有する。

1997年12月、日本の京都で開催されたCOP3の参加者は、UNFCCCの議定書で合意し、先進工業国および市場経済移行国は排出削減目標の達成を約束した。UNFCCCの下で附属書I締約国と呼ばれるこれらの諸国は、6つの温室効果ガスの全体の排出量を2008-2012年（第1約束期間）の間に1990年の水準より平均で少なくとも5.2%削減し、国により異なる特定の目標を持つことで合意した。京都議定書は、2006年2月16日に発効し、現在190の締約国を有する。

2005年、カナダのモントリオールで開催されたCOP/MOP 1で、締約国は、議定書3.9条に基づきAWG-KPを設置、第1約束期間の終了時より少なくとも7年前に附属書I締約国の更なる約束を議論するよう指令した。これに加えて、モントリオールでのCOP 11は、COP13まで続く「条約ダイアログ」と称する4回のワークショップを開催し、条約の下での長期的協力を検討することとなった。

バリ・ロードマップ：COP 13とCOP/MOP 3は、2007年12月、インドネシアのバリ島で開催された。この会議の焦点は長期的問題であり、交渉の結果、BAPが採択され、AWG-LCAが設置され、条約のダイアログで特定された長期的協力の主要要素、すなわち緩和、適応、資金、技術、キャパシティビルディングに焦点を当てることが定められた。またBAPは、長期的な地球規模の排出削減目標を含め「長期的な協力行動のための共有のビジョン」の明確化も求めた。

締約国は、バリ・ロードマップの2年間という交渉プロセスに合意した。このロードマップには、条約および議定書の下での交渉トラックが含まれ、コペンハーゲンで交渉を終了させるという期限が設定された。バリ・ロードマップの2つの主要な組織がAWG-LCAとAWG-KPであり、両組織とも2008年に4回の交渉会議を開催した：すなわち、4月にタイのバンコク、6月にドイツのボン、8月にガーナのアクラ、12月にポーランドのポズナニで会議を開催した。

AWG-LCA 5とAWG-KP 7：2009年3月29日から4月8日、ドイツのボンで、AWG-LCA 5とAWG-KP 7会議が開催された。この会合の主な目的は両AWGsでの交渉文書に向けた作業を行うことであった。AWG-LCA 5での議論は、AWG-LCA議長のMichael Zammit Cutajar（マルタ）が作成した覚書（FCCC/AWGLCA/2009/4, Parts I and II）に基づき、Zammit Cutajar議長がAWG-LCA 6向けに作成する交渉文書草案の要素特定に焦点が当てられた。

AWG-KP 7は、京都議定書の下での附属書I締約国の2013年以降の排出削減量に焦点を当て、このほか法的問題にも焦点を当てた、これには議定書改定の可能性も含まれる。またAWG-KPは、対応措置の潜在的な影響や、作業計画（FCCC/KP/AWG/2008/8）におけるその他の問題にも焦点を当てた、具体的には次のものが含まれる：

柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・森林、方法論問題。AWG-KPは議長のJohn Ashe（アンティグア・バーブーダ）に対し、次回会合までに次の2つの文書を作成するよう要請した：一つは、議定書3.9条（附属書I締約国の更なる約束）に則った議定書の改定案、もう一つはその他の問題。

AWG-LCA 6とAWG-KP 8：2009年6月1-12日、第30回SBIおよびSBSTA補助機関会合に合わせ、ドイツのボンで、AWG-LCA 6とAWG-KP 8の会議が開催された。AWG-LCA 6は、草案文書（FCCC/AWGLCA/2009/8）を土台に用い、交渉文書の作成に集中努力した。締約国はそれぞれの提案の明確化と提出を図り、交渉文書改訂版（FCCC/AWGLCA/2009/INF.1）が成果文書として提示された。この文書は200頁近くあり、BAPの全要素について論じた。

AWG-KP 8は、附属書I締約国の全体および個別の排出削減目標に焦点を当てた。同AWGは、これらの問題ならびにその他の問題に関し、AWG-KP議長作成の文書に基づき議論を続けることで合意した。

6月の会議終了までに、事務局は、コペンハーゲンでの採択に向けた、条約の下での新たな議定書案を5件、京都議定書の改定に関する12件の文書を受理した。

非公式AWGs：2009年8月10-14日、AWG-LCAとAWG-KPはドイツのボンで非公式協議を開催した。AWG-LCAでは、改訂版交渉文書（FCCC/AWGLCA/2009/INF.1）に関する議論の進め方に焦点が当てられた。交渉文書を扱いやすくするため、まず読解書、表、マトリックス、ノンペーパー（FCCC/AWGLCA/2009/INF.2）を作成した。AWG-KPでは、附属書I締約国の排出削減量、潜在的な影響、その他の問題の議論を続けた。議論の結果は、バンコク会議向けに議長が作成する文書改訂版に反映された。

AWG-LCA 7とAWG-KP 9：2009年9月28日から10月9日、タイのバンコクでAWG-LCA 7の第1部およびAWG-KP 9第1部の会議が開催された。両AWGsは2009年11月2-6日、スペインのバルセロナで会合を再開した。

AWG-LCA 7は、交渉文書のスリム化と統合作業を続けた。結果として一連のノンペーパーが作成され、会議報告書（FCCC/AWGLCA/2009/14）の附属書としてコペンハーゲンに送られた。適応、技術、キャパシティビルディングなどの問題での進展は全般に満足のいくものとされたが、緩和、資金などの特定の問題では多くのものが「深い隔たり」が存続すると感じた。

AWG-KP 9では、AWG-KPの作業プログラムに記載された全ての問題に関する議論が続けられた。しかし、大半のものは、附属書I締約国の全体目標および個別目標で大きな進展がなかったとの感触を持ち、コペンハーゲンの成果を京都議定書の改定とするか、それとも両AWGsの下での一つの新しい合意にするかに関し、先進国と途上国との意見の相違が表面化した。AWG-KP 9は、作業プログラムに記載する問題の議論を完了しなかった。

### 会議報告書

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の第15回締約国会議（COP 15）および京都議定書の第5回締約国会議（COP/MOP 5）は、12月7日月曜日の朝、開会した。デンマーク首相のLars Løkke Rasmussenは、政治的な意思が過去に例のないほど高まった時期にこの会議は開催されたとし、締約国に対し、「よりよい未来を」もたらしめるため、野心的な合意を達成するよう求めた。

コペンハーゲン市長のRitt Bjerregårdは、COP 15は「はるか先に極めて早く」向かう必要があるとし、参加者に対し、コペンハーゲンを「Hopenhagen（希望の町）」にして「合意を締結する」よう求めた。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）議長のRajendra Pachauriは、気温の上昇を2.0-2.4°Cで抑えるには世界

の排出量が遅くとも2015年にピークアウトする必要があると強調した。

UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、コペンハーゲンで求められる成果は次のとおりであると発言した:緩和、適応、資金、技術、途上国における森林減少および森林劣化による排出量の削減 (REDD)、キャパシティビルディング行動の実施、野心的な排出削減約束と年間約100億米ドルの「開始資金」、長期的協力行動に関する共有のビジョンに関する合意。同事務局長は、会議終了日から直ちに意味のある行動を開始できて初めてコペンハーゲン会議は成功したと言える述べた。

本報告書は、COP 15、COP/MOP 5、長期的協力行動に関するアドホックワーキンググループ第8回会合 (AWG-LCA 8)、京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ第10回会合 (AWG-KP 10)、実施に関する補助機関 (SBI) の第31回会合、科学的技術的助言に関する補助機関 (SBSTA) の第31回会合における議論を、それぞれの議題に基づきまとめる。

### COP 15

12月7日、COP 14議長のMaciej Nowicki (ポーランド) は、COP 15を開会し、気候変動への対応における重要な役割を強調した。締約国は、デンマークの2009年国連気候変動コペンハーゲン会議担当大臣のConnie HedegaardをCOP 15議長に選出した。12月16日のハイレベル・セグメントの冒頭、COP議長のHedegaardは辞職し、デンマーク首相Lars L. Rasmussenが代わりの議長に就任した。Hedegaardは、COP議長の特別代表の任に就いた。

COP議長のHedegaardは、気候変動に対応しようとする政治的な意思がこれほど強力であったことはない指摘し、「この機会を逃せば、次の機会まで何年もかかる可能性がある」と述べた。同議長は、第1週で進展を遂げる必要があると強調し、各国指導者は11日以内に世界合意を採択することが期待されていると強調した。同議長は、全てのビルディングブロックについて議論し、早急な行動を立ち上げる包括的な合意を求めた。最後に、同議長は、「この会議を歴史に刻み」、「仕事を完結」するよう締約国に求めた。

スーダンがG77/中国の立場で発言し、良い信念、透明性、参加性、開放性の原則を守るよう締約国に求めた。同代表は、コペンハーゲン合意は先進締約国が条約の下での約束を完全に実施すると保証する必要があることを強調した。

アルジェリアはアフリカン・グループの立場で発言し、これまでの会議で進展がないことに深刻な懸念を表明し、アフリカ諸国は、旱魃の増加、健康被害、食料不足、民族移動などですでに気候変動の影響を受けていると締約国に想起した。同代表は、ハイレベル・セグメントにおいて透明性があり衡平な交渉がなされることを求めた。

レソトは後発発展途上国 (LDCs) の立場で発言し、「心配している世界の人口の期待」を裏切らないよう求め、適応、資金、技術、キャパシティビルディングへの支援の重要性を強調し、最も緊急な適応ニーズを抱える諸国に資金を提供するLDC基金への資金供与が必要であると強調した。

グレナダは小島嶼国連合 (AOSIS) の立場で発言し、必要とされる緊急性に対応する野心的な成果を達成し、小島嶼後発途上国 (SIDS)、LDCs、その他の脆弱国グループの長期的な生存を保障するよう求めた。同代表は、政治的な成果では不十分だとし、AOSISは、法的拘束力のある成果が達成されない場合には、「別のオプションを検討せざるを得ない」と述べた。同代表は、最終合意では全ての主要排出国による排出削減を論じなければならないとし、気温の上昇を1.5°C以下にし、温室効果ガスの大気濃度は350 ppmに抑制しなければならないと

述べた。同代表は、どのような合意であれ、適応、キャパシティビルディング、技術、緩和に対して安定的で予測可能かつ適切な資金を供与するものでなければならないと指摘した。

メキシコは環境十全性グループの立場で発言し、政治指導者が法的拘束力のある文書で合意することを支持し、ハイレベル・セグメントに先立ち両交渉トラックでの交渉終結を求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、世界の平均気温の上昇を2°Cに抑え、世界の排出量を2050年までに50%削減することに対し支持を表明した。同代表は、アンブレラグループ加盟国は全て、2020年までに排出量を大幅に削減する個別の目標を提案する用意があり、その行動についてしっかりとしたモニタリング、報告、検証（MRV）を受ける用意があると述べた。同代表は、特にLDCsや脆弱なSIDSなど「最も脆弱な途上国を支援するため早急に、多額で影響力のある資金供与」を行うことを支持した。また同代表は、コペンハーゲン合意の根幹は、途上国での適応および緩和を支援するため2012年までに100億米ドルの資金を用意することであると指摘した。同代表は、コペンハーゲン会議の目的は、世界的な行動に指針を与える政治ビジョンを打ち立てることだとし、できるだけ早く新たな法的拘束力のある条約、すなわちコペンハーゲン合意に結び付けることだと指摘した。

スウェーデンは欧州連合（EU）の立場で発言し、非附属書I締約国を巻き込み、条約の原則に則り全てのビルディングブロックを対象とする参加型のコペンハーゲンでの合意を求めた。同代表は、この合意はコペンハーゲン会議において、または2010年の特定の時期までに世界規模で法的拘束力のある合意に転換されるべきだと述べた。同代表は、各国の野心レベルが最近明らかになってきたことを歓迎し、締約国に対し可能ならば約束を高めるよう求めた。EUは、適応、緩和、REDD、技術、キャパシティビルディングを支援するために2020年まで毎年1千億ユーロ規模の資金供与が必要であると強調した。同代表は、緊急に行動できるよう50-70億ユーロの早期開始資金が必要だと指摘した。

事務管理上、組織上の問題：12月7日、締約国は、議題書（FCCC/CP/2009/1 and Add.1）を採択した。COP議長Hedegaardは、イラクとソマリアが最近条約を批准したと指摘し、これでUNFCCCの締約国は合計で194カ国になり、この条約は「真に世界的な合意」になったと指摘した。

手順規則の採択：COP議長Hedegaardは、COP 1以降の慣例として手順規則案（FCCC/CP/1996/2）が投票に関する42項を除き適用されてきたと想起した。パプアニューギニアは、気候変動の影響の深刻さを考えると「一般大衆」の過半数で合意することは「大いなる怠慢」だと反対した。同代表は、出席しかつ投票する締約国の3分の2の過半数による決議を支持した。COP議長Hedegaardは、この問題について協議すると述べた。

12月18日金曜日、COP副議長のMohammad Barkindo（ナイジェリア）は、COP議長がこの問題に関する協議を開催したと報告し、締約国はそれぞれの「基本的立場」を主張し、意見は一致しなかったと指摘した。このため、同副議長は、COPが引き続き、42項を除く手順規則案の適用を続けるよう提案した。

COP議長以外の役職者の選出：12月7日、開会プレナリーでこの問題が議論された。COP議長Hedegaardは、まだ一部の職務について候補者を指名する必要があると指摘した。同議長は、COPは候補者指名がそろったところでこの問題を議論するとし、適用される手順規則案に則り、現在の議長団メンバーが引き続き職務を続けると述べた。

12月18日、締約国は、議長以外の役員を選出を行った。COP副議長は：Lumumba Stanislaus-Kaw Di-Aping（スーダン）、Mohammad Al-Sabban（サウジアラビア）、Rae-Kwon Chung（韓国）、Philip Weech（バハマ）、Luis Alfonso

de Alba Góngora (メキシコ)、Oleg Shamanov (ロシア連邦) Collin Beck (ソロモン諸島)。Andrej Kranjc (スロベニア) が報告官に選出された。新しくSBI 議長にRobert Owen-Jones (オーストラリア) が、新しくSBSTA議長にMama Konaté (マリ) がそれぞれ就任した。

オブザーバーの信任：12月7日、オブザーバーとして提案されている組織の参加について合意した。(FCCC/CP/2009/8/Rev.1)

今後の会合の日付と場所：COPは、COP 16およびCOP/MOP 6主催に関するメキシコの申し出を受け入れる決定書を採用し、COP 17およびCOP/MOP 7については南アフリカが主催を申し出ていると指摘した。(FCCC/CP/2009/L.3) 韓国は、2012年のCOP 18およびCOP/MOP 8を主催する意思を表明した。事務局は、カタルもCOP 18およびCOP/MOP 8の主催を申し出ていると指摘した。閉会プレナリーで、文書FCCC/CP/2009/L.3を含めた決定書が採択された。この決定書においてCOPは、COP 16およびCOP/MOP 6を2010年11月29日から12月10日にメキシコのメキシコ市で開催すると決定し、COP 17およびCOP/MOP 7は2011年11月28日から12月9日に南アフリカで開催されると想起し、COP 18およびCOP/MOP 8開催の申し出をするよう締約国に求めている。

信任状に関する報告書の採択：締約国は、信任状報告書 (FCCC/CP/2009/10 and FCCC/KP/CMP/2009/20) を承認した。

AWG-LCA報告書：この議題は12月16日水曜日のCOP プレナリーで議論される予定であった。午前中、COP/MOP プレナリーが先に開催され、この席でCOP議長特別代表のHedegaardは、COP議長職としてコペンハーゲン成果文書の一括案を提出する考えだとし、「基本的には両AWGsから送られた文書に基づく」2つの文書で構成されると指摘した。多数の国が、議事進行上は問題があるとして、この提案に反対した。特にAWG-LCAの報告書ならびに同AWGから送られた文書を検討する機会も与えられないことに異議を唱えた。COPプレナリーは、今後の進め方に関する非公式協議を待ち、夕方遅くまで再開されなかった。

夜、COP副議長のChristiana Figueres Olsen (コスタリカ) はCOPプレナリーを開会し、BAPの要請を満たすべくAWG-LCAが執り行ったプロセスの歴史的な特性を指摘した。同副議長は、今後の進め方についてCOP議長のRasmussenが締約国と協議していると説明し、同議長が協議の結果について午前中に締約国に伝えると説明した。ツバルは、進行プロセスを明確にし、協議がどのように行われたかも明らかにするよう要請した。COP副議長のFigueres Olsenは、COP議長が「協議をどう進めるかについても議論している」ことを明らかにし、「異常な一日」であったと指摘し、今後どう進むのかは明らかでないと述べた。

バングラデシュ、ツバル、エジプト、グアテマラは、まだCOP議長から協議について連絡を受けていないとし、これらの協議は参加型で透明性があり全ての主要グループを含めるものであるべきだと指摘した。エクアドルは、最終的な結果に対する懸念を表明し、「多国間主義という基本的な基準」に違反するのではないかと懸念を示した。また、ボリビア、サウジアラビア、ナイジェリア、アルゼンチン、ベネズエラ、パキスタンは、協議の開放性、透明性、参加性を求め、これまでのところ透明性がないことを嘆いた。アルゼンチンは、全ての国と協議を行うべきだと述べた。キューバは、時間を有効に使う必要があると強調し、午後1時から予定されていたCOPプレナリーが午後10時になってようやく開会したことを指摘した。

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、AWG-LCA報告書 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Rev.1, Add.1, Add.2/Rev.1, Add.3-7, Add.8/Rev.1 and Add.9) を提出した。同議長は、主な成果がCOP 15に決定書を提示する一連の結論書であると指摘し、この文書はCOPが採択すべき法的な性質を持つ成果文書に予断を与えるものではないと強調

した。同議長は、実質的な進展が見られたとはいえ、文書は完成されおらず、さらなる作業が必要であり、一括案としては「全ての合意がなされなければ、何も合意していないのと同じだ」と強調した。

インドは、この文章をより条約に合致したものとするため変更することを要請し、国別の適切な緩和行動 (NAMAs) および資金源や投資に関するセクションについて変更を求めた。韓国は、一部の提案がまだコンタクトグループで議論されていないことを強調した。オーストラリアは、未決定の問題の議論することを求め、このことは閣僚レベルで行うべきだと述べた。

コスタリカは、AWG-LCA報告書を歓迎し、野心的で法的拘束力のある合意を求めた。米国は、この文章では問題があるとして「最終的なものでもなく完成もしていない」とし、特定の問題について作業する意思があると表明し、関連する決定書は「極めて大きな価値」があると指摘した。Figueres Olsenは、次の項目が必要であるとの一般的なメッセージをCOP議長に伝えると述べた：すなわち時間の有効利用、参加性があり透明性のあるプロセス。COPプレナリーは午後11時3分に中断された。

12月17日木曜日午前中、COP議長のRasmussenはCOP会議を再開した。同議長は、水曜日夜のCOPプレナリーにおいて、今後の交渉進行の基礎になる文書に関し締約国から明確化を求められたと指摘し、COPおよびCOP/MOPでの交渉の終了にむけた作業方法についても明確化を求められたと指摘した。同議長は、水曜日のCOPプレナリーにAWG-LCA議長が提出した文書が今後の議論の基礎となる文書であると述べた。

COP議長のRasmussenは、文書をCOP議長特別代表のHedegaardが議長を務めるコンタクトグループでの検討にかけるよう提案した。このコンタクトグループは、短時間のうちに未解決の問題に関する作業を終わらせることを任務とし、「我々がよく知り信頼する人物」が議長を務めるオープンエンドな草案作成グループが会議を開催すると述べた。スーダンがG77/中国の立場で発言し、期限の明確化を求めた。Rasmussen議長は、このコンタクトグループ自体でその日程を決定すべきであり、明確な期限は設定しないと述べた。続いて同議長は、このCOP会合を閉会した。

午後のコンタクトグループ会合で、コンタクトグループ議長のHedegaardは、次の項目を議論するオープンエンドな草案作成グループの設置を提案し、締約国も同意した：

- 共有ビジョン (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Rev.1)、進行役はMichael Zammit Cutajar (マルタ)
- 資金 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.2/Rev.1)、共同進行役はFarrukh Khan (パキスタン) と Jukka Uosukainen (フィンランド)
- 緩和 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Rev.1; paragraphs 12-29, ただしNAMAメカニズムに関するパラグラフ23を除く)、進行役はCristian Maquieira (チリ)
- NAMAメカニズム (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.5)、進行役はMargaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)
- REDDプラス (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.6)、共同進行役はPeter Graham (カナダ) と Tony La Viña (フィリピン)
- 緩和行動の費用効果を高める多様な手法 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.8/Rev.1)、進行役はChristiana Figueres Olsen (コスタリカ)
- 適応 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.1)、共同進行役はThomas Kolly (スイス) と William Kojo Agyemang-Bonsu (ガーナ)

- 技術 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.3)、共同進行役はKishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) と Kunihiko Shimada (日本)
- キャパシティビルディング (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.4)、共同進行役はFatou Gaye (ガンビア) と Georg Børsting (ノルウェー)

議長はHedegaardは、この夕方遅くにコンタクトグループ会議を再開し、草案作成グループでの最新の進捗状況を聞くことを提案した。

バンカー燃料に関し、ノルウェーとアルゼンチンは、バンカー燃料からの排出量の問題について質問し、Hedegaardは、午後にも文書が入手できるようになると説明した。サウジアラビアは、この問題は基本決定書のどの補足決議にも盛り込まれていないと指摘した。また同代表は、対応措置をどう扱うのか質問した。Hedegaardは、対応措置に関するグループの進行役を求めているところだと述べた。G-77/中国は、多様な草案作成グループで議論されている問題は交渉グループの理解を完全には反映しない形で基本決定書 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Rev.1) のAWG-LCA文書に盛り込まれていると指摘した。同代表は、透明性の観点から、草案作成グループの成果が他のプロセスで規定されたり変更されたりすることがないと保証するよう求めた。

セクター別アプローチに関し、エジプトは、指針原則に関し長時間議論したと指摘し、文書に原則を再度挿入するよう求めた。ウルグアイは、農業部門におけるセクター別アプローチに関する草案作成グループの設置を求めた。

キャパシティビルディングに関し、南アフリカは、この問題は途上国にとり重要だと強調し、途上国に関する文書の中で先進国のためのキャパシティビルディングを議論することは難しいと強調した。タンザニアはG-77/中国の立場で発言し、途上国および市場経済移行国のキャパシティビルディングについて別に議論するよう求めた。ロシア連邦は、問題を解決するため妥協案を探ることを提案した。

12月17日木曜日夕方遅く、COPコンタクトグループ会合が再開され、草案作成グループが進捗状況を報告した。

適応に関し、共同進行役のKollyは、草案作成グループがコペンハーゲン適応枠組みまたはプログラムに関して理解を深め、同時に目的や原則として特定の分類の行動についても合意したと述べた。共同進行役のKollyは、より高いレベルで議論すべき問題を特定し、特に次の問題に焦点を当てた：対応措置、汚染者負担原則、歴史的責任の概念。

技術に関し、共同進行役のKumarsinghは、技術執行委員会および気候技術センターを伴う技術メカニズムを設置することで合意したと報告した。同共同進行役は、これらの組織の機能に議論の焦点が当てられたとし、保留されていた一部の「小さな問題」について合意に達したと述べた。共同進行役のKumarsinghは、次の問題について閣僚レベルの調停が必要であると指摘した：委員会とセンター間の報告ライン；委員会と資金合意との結びつき；知的財産権の問題。

長期的協力行動に関する共有ビジョンに関し、進行役のZammit Cutajarは、人権、利害関係者の参加、新しい生産および消費の形への正当な移行についての意見が表明されたとし、これは追加の議論で扱えると述べた。同進行役は、排出削減の長期的な世界目標に加えて、資金、技術、適応に関する長期目標の概念も議論されたと指摘した。また同進行役は、レビューの問題、特に何をレビューするかについて解決を図る必要があると指

摘した。

NAMA登録簿またはメカニズムの可能性に関し、進行役のMukahana-Sangarweは、NAMA登録簿またはメカニズムを設置するかどうか、そのような登録簿またはメカニズムの機能、そして登録簿を資金メカニズムから独立したものにするか、それともその一部にするかについて、意見が一致しなかったと述べた。同進行役は、NAMAsへの支援は先進国からのみとするかそれとも先進国と途上国の両方からとするかについては、多様な見解が残っているとし、独立したNAMAsの扱いは政治決着が必要だと指摘した。

共同進行役のUosukainenは資金の制度アレンジについて報告し、草案作成グループでは気候基金またはファシリティーについて議論し、基金またはファシリティーの暫定的な理事選出に向け動いていると指摘した。同共同進行役は、資金理事会の構成や指名そしてその機能については多様な見解が残っているとし、これらの問題は政治的に決着した方がよいと説明した。また同共同進行役は、このグループでは、提案されている資金理事会の設置や機能に関する残されたパラグラフを議論する時間がなかったと指摘した。

キャパシティビルディングに関し、進行役のBørstingは、政治的指針を必要とする「難しい保留問題」を特定した。同進行役は次の問題に焦点を当てた：キャパシティビルディングのための制度アレンジと資金源；キャパシティビルディングへの支援について報告しレビューするための指標；法的拘束力のある義務としてのキャパシティビルディングの提供。

REDDプラスに関し、共同進行役のGrahamは、資金供与、NAMAsとの関係、行動および支援のMRVに関係する未決定の問題に焦点を当てた。

市場を含め、緩和行動の費用効果を高めるための多様な手法に関し、進行役のFigueres Olsenは、保留されている2つの問題に焦点を当てた：すなわち、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の下でのハイドロフルオロカーボン（HFC）の規制を締約国に求めるとのオプションを採択するかどうか；市場の役割とそれをどう組織すべきか。

進行役のMaquieiraは緩和に関する報告の中で、問題の複雑さを指摘し、多くのパラグラフでそれぞれの立場が固定されていることを強調した。また同進行役は、提案のとりまとめを行うつもりだと締約国に伝えた。

ベネズエラは、市場アプローチに関して何ら決定を行わないというオプションに注目するよう求め、アンゴラもアフリカン・グループの立場でこれに同調したが、米国は、市場アプローチは中心となるものだと強調した。

12月17日の夕方遅く、COPのコンタクトグループは、今後の進め方に関する議論を開始した。EUは、「議長の友」グループの結成を支持し、日本、コロンビア、カナダ、マーシャル諸島、アイスランド、オーストラリア、ガイアナ、その他多くの国がこれを支持した。スーダンも草案作成グループでの議論継続を提案した。米国は、草案作成グループでの議論を継続する一方で「議長の友」グループの会議を開催できると指摘したが、ブラジルは反対した。

南アフリカは、先進国による緩和、市場アプローチ、資金に関係した問題を政治レベルの議論に送ることを提案し、グレナダはAOSISの立場でこれを支持した。インドは、議定書のプロセスを優先させるべきだとし、「議長の友」グループの報告は各国首脳による会議に送る前にCOP/MOPまたはCOPでの議論を経るべきだと述べ、エジプトもこれを支持した。

バングラデシュはLDCsの立場で発言し、草案作成グループは午前中に報告することが可能であり、その後

政治レベルでの決着に送ると発言した。メキシコは、「議長の友」グループが政治問題だけを議論するのであれば、その方式で作業することを支持すると述べた。ニュージーランドは、より高いレベルの代表を集めた少数グループで作業を続ける必要があると強調した。

コンタクトグループ議長のHedegaardは、簡単な協議を行い、その後、草案作成グループの大半での作業継続、特に継続することに意義があると報告したグループでの作業継続を提案した。また同議長は、先進国による緩和、市場アプローチ、資金といった政治問題を議論するため「議長の友」グループが会合することを提案した。

G-77/中国は、「議長の友」グループはオープンエンドなものでなければならず、各交渉グループがそれぞれの代表を選ぶことを認める必要があると述べた。ベネズエラは、特定の問題についてはグループ内でも意見の相違があることから、参加を阻害するような手法は受け入れられないと繰り返した。時間が遅いことを強調し、COP議長特別代表のHedegaardは、この会議を閉会して全ての問題に関する草案作成グループに対し作業を継続するよう求めた。

12月18日金曜日午前3時、コンタクトグループは、各草案作成グループでの作業の進行状況を聞くため、会議を再開した。大半のグループではあまり進展がなかった。しかし、農業部門での協力的セクター別アプローチに関するグループおよび技術移転のグループは進展があったと報告した。多数のグループが、合意に至るには政治的な主導が必要であると強調した。

土曜日午後のCOP閉会プレナリーで、締約国は、AWG-LCAマンデートの延長に関する決議を採択した。またMargaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ) をAWG-LCA議長に、Daniel Reifsnyder (米国) をAWG-LCA副議長に、Teodora Obradovik-Grnarowska (マケドニア) を報告官に選出することも合意した。

COP決定書：決定書 (FCCC/CP/2009/L.6) でCOPは次のことを行う：

- AWG-LCAのマンデートを延長し、COP 16での採択に向け成果を提出すべく、作業の継続を可能にする  
と決定する。
- AWG-LCAに対し、COP 15に提出されたAWG-LCA報告書を引用し、この報告書に基づくCOPでの作業  
結果も参考にして作業を継続するよう要請し、
- COP次回会合のホスト国に対し、会合の成功を容易にするため、必要なアレンジを行うよう指示する。

条約17条に基づき提案されている議定書：この議題項目は12月9日水曜日のCOPプレナリーで最初に取り上げられた。COP議長のHedegaardは、条約の下での新しい議定書の採択に関係する提案を次の5つの国から受け取ったと指摘した：オーストラリア、コスタリカ、日本、ツバル、米国。(FCCC/CP/2009/3-7) その後、提案者が提案の概要を説明した。

インド、中国、サウジアラビア、その他は、新しい議定書に反対した。中国は、条約および議定書の下での既存の約束を実施し、バリ・ロードマップおよびBAPに基づく、野心的な成果を採択することに焦点を当てるよう求めた。

COP議長のHedegaardは、この議題項目に関するコンタクトグループの設置を提案した。グレナダはAOSISの立場でこれを支持し、バルバドス、ツバル、コスタリカ、ベリーズ、パハマ、セネガル、ケニア、ソロモン諸島、クック諸島、パラオ、ドミニカ共和国も支持した。しかし、サウジアラビアは、インド、ベネズエラ、アルジェリア、クウェート、オマーン、ナイジェリア、エクアドル、中国と共にコンタクトグループの設置に反対し、COP議長または副議長が非公式協議を開催することを希望した。COP議長のHedegaardは、コンタクトグ

ループ設置に関する意見の一致がないことから、非公式に協議するオプションしか残されていないと指摘した。ツバルはAOSISの支持を受け、この議題項目は公式に議論する必要があると主張し、この問題が解決するまでCOPを中断するよう提案した。非公式協議後、議長のHedegaardは、夕方、この問題に関する協議が続いていると報告し、12月10日のCOP プレナリーに改めて報告すると述べた。

次にこの問題が議論されたのは12月12日土曜日のCOPプレナリーであり、COP議長のHedegaardは、条約17条に基づく新しい議定書の提案という議題項目についてどう進めるか協議を行ったと述べた。ツバルは、コペンハーゲンの成果として2つの法的拘束力のある議定書を採択するよう「強い要請」を繰り返し、コペンハーゲンで法的拘束力のある合意に署名するオプションを閣僚たちに提示するよう主張した。COP議長のHedegaardは、「どのようなオプションも取り下げられることはない」と応じた。

12月19日のCOP閉会プレナリーで、副議長のColin Beckは、COP議長がこの問題に関する非公式協議を行ったと指摘した。しかし同副議長は、今後の進め方について意見が一致しなかったとし、このため提案されている議定書は自動的にCOP 16の議題に入れられると述べた。

条約附属書I改定に関するマルタの提案：この問題は、12月9日水曜日のCOPプレナリーで最初に議論され、マルタは 附属書I (FCCC/CP/2009/2) 加入に関する同国の提案の概要を説明し、2004年にEUに加盟したことで、附属書I締約国のそれに沿った責任を負っていると指摘した。その後Stephen de Boer (カナダ) を進行役とする非公式協議でこの提案について議論した。

12月18日、COPプレナリーは、マルタを条約の附属書Iに含めるとする決定書 (FCCC/CP/2009/L.2) を採択した。マルタは、決定書の採択についてCOPに謝意を述べた。

補助機関報告書：12月18日、COP閉会プレナリーは、SBSTA 30および31の報告書 (FCCC/SBSTA/2009/3 and Add.1; FCCC/SBSTA/2009/L.13)、ならびにSBI 30および31の報告書 (FCCC/SBI/2009/8 and Add.1; FCCC/SBSTA/2009/L.13) を採択した。

12月18日、COPは、次の問題に関するSBI結論書に留意した：特別気候変動基金 (FCCC/SBI/2009/L.31)、附属書I国別報告書 (FCCC/SBI/2009/L.26)、技術移転 (FCCC/SBI/2009/L.18)、適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画 (決定書1/CP.10) (FCCC/SBI/2009/L.28)、LDCs (FCCC/SBI/2009/L.27)。またCOPは、技術移転に関するSBSTA結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.14) にも留意した。

SBSTAならびにSBIで採択された結論書は、それぞれの表題でまとめられた。COPにまわされた決定書草案およびその後の行動は、関連するCOP議題項目の下でまとめられる。

約束の実施および他の条約条項実施のレビュー：資金メカニズム：資金メカニズムの第4回レビュー：12月18日、COPは、SBIからまわされた資金メカニズムの第4回レビューに関する決定書を採択した。

COP決定書：決定書 (FCCC/SBI/2009/L.29) において、COPは、SBIに対し、SBI 32において、COP 16での採択を図る決定書草案を提案するとの観点で、資金メカニズムの第4回レビューの議論を継続するよう要請する。またCOPは、COP 16で資金メカニズムの第4回レビューの検討を終了させると決定する。

地球環境ファシリティー (GEF) の報告：12月18日、COPは、GEFに対する更なるガイダンスに関する決定書を採択した。

COP決定書：決定書 (FCCC/SBI/2009/L.30) において、COPは、SBIに対し、COP 16で採択されるべき決定書草案を提案するとの観点に立ち、SBI 32において、GEFへの追加ガイダンスの検討を続けるよう要請する。

国別報告書：非附属書I国別報告書：12月18日、COPは、条約非附属書I締約国の国別報告書に関する専門家諮問グループ（CGE）の再結成に関しSBI 30から送られてきた決定書（FCCC/SBI/2009/8/Add.1）を採択した。ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、CGEに関する決定書の採択を歓迎した。

条約の下でのキャパシティビルディング：12月18日、COPは、SBIから送られてきた条約の下でキャパシティビルディングのに関する決定書を採択した。

COP決定書：決定書（FCCC/SBI/2009/L.19）において、COPは次のことを行う：SBIに対し、SBI 32においても途上国のキャパシティビルディング枠組み実施に関する第2回総合レビューの議論を続け、このレビューに関し、COP 16において採択されるべき決定書草案を作成することを目指すよう要請する；COP 16においてこのレビューの審議を完了すると決定する。

REDD：12月18日、COPは、SBSTA結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.19/Add.1）の附属書として、REDDに関する決定書を採択した。

COP決定書：COPはこの決定書において、下記の項目その他を決定する：

- 途上国に対し、特に森林減少および森林劣化の駆動要素を特定し、最新のIPCC指針を用いて、排出量の算定を行い、国内森林モニタリングシステムを設立するよう要請し、
- 途上国におけるキャパシティビルディング支援のため能力のある全ての締約国がキャパシティビルディング援助を行うよう推奨し、
- 先住民ならびに地域社会の参加を促進するため指針を策定するよう推奨し、
- 森林の比較参照排出量レベルでは、過去のデータを考慮し、各国の国情に合わせ調整する必要があることを認識し、
- 協調して努力するよう求める。

事務管理、資金、制度の問題：2008-2009年度予算実績：12月18日、COPはSBIより送られた決定書草案を採択した。

COP決定書：決定書（FCCC/SBI/2009/L.21/Add.1）において、COPは、特に基幹予算に対する資金拠出を行っていない締約国に対し、遅滞なく拠出するよう求め、ドイツ政府に対し、毎年基幹予算に€766,938を自主的に拠出し、事務局のホスト国として€1,789,522の特別拠出を行っていることに対する感謝の意を改めて述べる。COPは、事務局の機能ならびに運営のレビュー継続に関し、SBI 33でこの問題を検討することを合意する。

2010-2011年度予算：本決定は SBI 30から送られたものであり、12月18日、COPで採択された。

COP決定書：決定書（FCCC/SBI/2009/L.9/Add.1）において、COPは特に、プログラム予算をユーロ建てとすべきと決定し、2010-2011年の2カ年度のプログラム予算として€44,200,099を承認する。

補助機関からCOPに委ねられたその他の問題：12月18日の閉会プレナリーにおいて、COPは、SBSTAの提案書に記載された結論書草案（FCCC/SBSTA/2009/L.16/Add.1）を採択した、この文書は、「気候サービスのための世界的枠組み」（GFCS: Global Framework for Climate Services）の設置に関する世界気象機関（WMO）ならびにそのパートナー機関の決定に感謝の意を表す。

またCOPは、（FCCC/SBSTA/2009/L.16/Add.1）に記載される温室効果ガス インベントリ・レビュー専門家の最新の訓練プログラムに関する決定書草案も採択した。

閉会プレナリー：閉会プレナリーは2009年12月19日土曜日午前3時に開催された。COP議長のRasmussenは、

何時間もの「激しい交渉」が実を結び、「代表的指導者グループ」が作成した「コペンハーゲン合意」について支持を取り付けたと指摘した。同議長はCOPがこの合意を採択することを提案した。その後、同議長はCOPを中断し、COP/MOP 5を開会し、ここでもこの合意を提出した。同議長は締約国に対し、この文書を読み、これについて1時間相談した後に、この提案の承認を望むかどうか決定して会議の席に戻るよう要請した。

締約国は、会議を休会することに異議を唱え、数カ国が議事手続き上の問題を指摘した。ツバルは、国連のシステムにおいては大国も小国も尊重されており、COP会議の前に交渉内容を公開することは国連システムやプロセスに対して非礼だと指摘した。同代表はこの政治合意における重要な問題を強調し、特に、科学的な根拠が欠けていること、国際的な保証メカニズムがないこと、さらには京都議定書の継続が保証されていないことを挙げた。同代表は、ただちに行動することが重要であるとし、「我が国の国民を裏切り、将来を売り出すような」資金援助の申し出があったが、「我々の将来は売り物ではない」と述べた。ツバルはこの文書を承認できないと強調した。

ベネズエラは、主権国家が尊重されていないと憤慨した。ボリビアは、「何百万人もの命」に関する決定に60分しか与えられないことを怒り、同時に非民主的なプロセスと合意による負担に対し怒りを表明、キューバもこれを支持した。コスタリカは、合意について意見が一致しない以上、参考文書(INF)として発表するのがせいぜいだと指摘した。ニカラグアは、次のことを要請した:「コペンハーゲン合意」は交渉を行った締約国が提出したものであり、その他文書(MISC)として発行する; COPおよびCOP/MOPは閉会ではなく中断とし、AWGsの本来のマンデートが継続できるようにする; 次回会合の主催国は「適切な場合には参加性と透明性のある協議を義務づける」との決議を行う。

協議の末、COP議長のRasmussenは、ニカラグアがCOPおよびCOP/MOP中断の提案を取り下げるなら、この文書をMISC文書として再発行し、この文書において提案した諸国を記載することを提案した。ニカラグアはこれに同意し、提案を取り下げた。

インドは、この文書を再発行する場合、関係国の国名を記載する前にその国の承認を取り付けるべきだと指摘した。同代表は、この文書は自国の首脳が交渉したものであるとして、MISC文書とすることに異議を唱えた。

スーダン、この文書を非難し、アフリカ大陸を含む途上国の何百万人もの命と生活を脅かすものだと強調した。同代表は、文書に記載された千億米ドルの資金約束を「賄賂」だと評し、2°Cの約束は、アフリカに「焼却合意に署名しろ」というものだとし、「欧州で6百万人もの人々を焼却炉に送り込んだ」価値観に基づくものだと述べた。英国、メキシコ、カナダ、グレナダ、ノルウェー、EU、その他は、スーダンに対しホロコーストに関する侮辱的な言及を取り下げよう要求した。

モルディブはこの文書への支持を表明したが、気温の上昇を1.5°C以下に抑えることが合意されていないなど特定の要素に対する懸念を指摘した。同代表は、この文書は交渉を継続し、2010年までに法的拘束力のある制度を生み出す根拠になりうると強調した。

EU、LDCsの立場でレソト、ロシア連邦、フィリピン、シンガポール、アフリカ連合の立場でエチオピア、アフリカン・グループの立場でアルジェリア、日本、その他多くの先進国および途上国も、このコペンハーゲン合意を支持し、数カ国の締約国はこれが妥協した文書であると指摘した。パプアニューギニアは、一部のG-77/中国締約国が首脳や政府代表ではなく「公僕(官僚)」を合意の交渉にあたらせたと指摘し、「この文書から多くの実質的な合意を排除した」責任はこれらの官僚にあると指摘した。米国は、この合意作成には30カ国ほど

が広範に参加したと指摘した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、自国の首相が、米国や英国、ロシア連邦、メキシコ、モルディブ、アルジェリア、インド、韓国、レソト、中国、ブラジル、スウェーデン、スペイン、エチオピア、その他の先進締約国および途上国締約国ならびに国連事務総長のBan Ki-moonとともに交渉に参加したと言及した。同代表は、この文書の作成プロセスが「真摯で合法的な」ものであったとし、自分は「この文書とそのプロセスを支持する」と述べた。

ノルウェーは、受け入れ可能な成果文書にするため各国指導者は大きな努力を払ったと強調し、さらに高い野心レベルを希望はしているが、各国は「2歩下がるのではなく一歩進む」べきだと述べた。同代表は、資金援助はもともと途上国が要請したものであるとして、これを「賄賂」と称することに異議を唱えた。

オーストラリアは、決定書草案の交渉の席にいたものがこの交渉を評するやり方には驚かされたと述べた。ボリビアは、効果のある約束がされていないなど、この文書の欠陥を再度指摘し、次の項目を入れるよう提案した：1°Cの気温上昇限度；先進国のGDPの6%分を適応基金に拠出；2020年までに温室効果ガスを49%削減。

英国は、早期の資金供与、長期の公共部門および民間部門の資金、緩和責任を選択するか、それともこの文書を参考文書（INF）として承認し「会議を壊す」かだと説明した。同代表は、締約国に対し、この合意をCOPの決定書として採択するよう求めた。

セネガルは、この合意を支持しつつ、この決定書草案が妥協案であることを認め、第2約束期間での拘束力のある約束への言及がないことに懸念を表明した。

エチオピアはアフリカ連合の立場で発言し、この合意を支持しつつ、多国間での議論であったことを指摘した。ツバルは改めてこれに反論し、締約国に対し、合意の欠陥を認め、MISC文書として採択するよう求めた。フランスは、この決定書草案は完全ではないと指摘し、これを改善し、気候変動と戦う法的拘束力のある制度に向け努力する推進力になり得ると強調した。同代表は、1.5°Cへの言及を入れるべく戦ったことを指摘した。

アルジェリアはアフリカン・グループの立場で発言し、このコペンハーゲンでの成功のため過去2年間にわたり努力をしてきた何千人もの人々に感謝した。同代表は、この文書が自由かつ民主的な形でアフリカン・グループに提示されたことを指摘し、5名の各国首脳を含め、同グループの支持を享受していると述べた。

ベネズエラは、この合意の作成に参加したのは192カ国中の25カ国にすぎないと強調し、そのうち途上国は14カ国だけだと強調した。また同代表は、締約国がCOP議長に合意を交渉する権限を与えていないことを指摘した。同代表は、この文書はMISC文書として発行されるべきであり、そのように議論されるべきだと述べた。キューバは、「合意採択のための資金」の提案は一種の「脅迫」だと述べた。ボリビアはこの文書をMISC文書として採択し、その作成に参加した国を記載するよう提案した。同代表は、これらの文書に基づき作業を行う用意があると表明したが、自分たちに何かを課せられることは望まないと述べた。

レソトはLDCsの立場で発言し、この合意は妥協案であり、十分なものとは言えず、改善のため努力する必要があることを認めた。サウジアラビアは、自国が合意交渉に参加したと述べた。同代表は、これまで出席した中で「最悪のCOPプレナリー」だったと指摘し、何の意見の一致もなく、締約国はそれぞれの立場を改めて述べるだけだったと述べた。同代表は、現実を受け入れるよう提案し、先に進めるため手続き上の解決策を見出すよう求めた。

英国は、この文書をCOP決定書として採択し、異議を唱えた諸国が正しく認識されるよう提案した。同代表

は、この方式は国連で前例があるとするスロベニアの以前の提案を指摘した。モルディブは、同国が最もリスクの大きい国の一つであるとし、「途上国の友人たちがこの文書を存続させる」よう嘆願した。スウェーデンはEUの立場で発言し、モルディブへの支持を表明し、この決定書草案は妥協案であると指摘した。バハマは、各国指導者が交渉したこの文書は重要であるとし、資金提供の申し出を実現させるため、メカニズムを作り出す必要があると強調し、英国もこれを支持した。

議長のRasmussenは、満場一致で意思が決定される国連方式ではこの文書は採択されないことを想起し、他の提案は締約国が受け入れ不可能であるため、可決されないと述べた。英国は休会を提案した。

午前8時3分、COP議長のRasmussenはCOPプレナリーを中断した。議場では問題の解決を図るため多数の非公式協議が開かれ、国連事務総長のBan Ki-moonも参加した。

午前10時35分、COP副議長のPhilip Weech（バハマ）は、COPが2009年12月18日付けのコペンハーゲン合意に「留意する」との決議を採択することを提案した。その後同副議長は、決定書の文章を読み上げ、この合意はこの決定書に付され、合意を支持する締約国名称を合意の前文に記載すると指摘した。締約国はこの提案に合意した。

米国は、「5~6の締約国」が合意に賛成していないことから、意見の一致には至らなかったと認識した。同代表は、プロセス自体は条約に合致するものだと強調し、これが「選択決議」を構成することから、締約国に対し、この合意に賛同するよう提案し、事務局に対し賛同のための手続きを正式決定するよう求めた。

午前中と午後、長時間の議論が行われ、締約国は特に合意に賛同する手続きに関して疑問を呈した。事務局はこれに応じて、文書FCCC/CP/2009/L.7に記載されるとおり、コペンハーゲン合意の文章には添付文書を付けることを明らかにした。同代表は、文書の前文を改正し、この合意に賛同する諸国のリストを加えると述べた。また事務局は、合意交渉に参加した諸国の正式なリストがないことから、希望する国が本合意に賛同できる手順を設定することが望ましいと指摘した。

オーストラリア、バルバドス、日本、コスタリカ、ロシア連邦など多数の国が、本合意への支持を表明した。セネガルは本合意への賛同について明確化することを支持し、本合意を拒否する国に資金へのアクセスを持たせるべきでないと述べた。

中国は、交渉されていないことに伴う法的な意義は不確実であるとし、この文書は「極めて少人数のグループ」で交渉されたものだと述べた。また同代表は、採択されなかった文書番号（FCCC/CP/2009/L.7）ではなく合意の表題に言及することを提案した。事務局は、文書番号への言及は明確にするためのものであり、決定書の一部ではないと答えた。

南アフリカは、技術的にはCOPの決議がCOP/MOPプレナリーで採択されていると指摘し、この記録を修正し、この決議がCOP/MOPではなくCOPでなされたとするよう要請した。また同代表は、合意がUNFCCCプロセスの外で行われた点に留意するよう要請し、本会合の記録において締約国が合意を支持する意思を提示することを提案した。

オーストラリアは、締約国に対し、条約7.2(c)条（締約国会議）に則り、コペンハーゲン合意を実施するよう要請し、カナダもこれを支持した。インドネシア、ノルウェー、オーストラリア、EU、その他もCOPが条約7.2(c)条の下でのコペンハーゲン合意の実施推進を支持した。中国は、条約7.2(c)条は、「締約国が採択した」措置に関するものであり、この条項への言及は適切でないと述べた。ベネズエラとボリビアも条約7.2(c)条への言及に

反対した。サウジアラビアは、この項目はCOPの議題ではないため、条約への言及は出来ないが、意見が一致するなら、COP 16の議題に載せられると述べた。

米国は、部屋にいる全ての指導者がこの合意で合意したことを強調し、部屋にいながら合意に反対する諸国は締約国が「合意した」とする文章をどう理解しているか知りたいと述べた。

国連事務総長のBan Ki-moonは、デンマーク首相の指導力、忍耐、根気に対する感謝の意を表した。同事務総長は、コペンハーゲン合意を温室効果ガス排出量を削減および制限する世界的な合意に向けた重要な一歩であると評し、直ちに実施し、2010年までに法的拘束力のある合意に代えるよう求めた。同事務総長は、コペンハーゲン・グリーン気候基金を即時開始し、途上国におけるクリーンなエネルギー成長に向け「垂直立上げ」するよう求めた。また同事務総長は、締約国に対し、「最小限の抵抗の道ではなく高い野心への道を追求するよう」求めた。

**COP決定書**：COPが採択した決定書は、同決定書に付されたコペンハーゲン合意に留意する。本合意の序文では：

- 条約の究極の目的追求に留意し、
- 条約の原則および条項から指針を受けるとし、
- 2つのAWGsにおいて行われた作業結果に留意し、
- AWGsのマンデートを延長するとのCOPおよびCOP/MOPの決定を支持し、
- 締約国がこの合意について同意し、この合意は「直ちに運用可能」となると指摘する。

本合意には本合意に賛同したいと希望する締約国のリストを挿入するため付箋がつけられる。

本合意の本文は：

- 気候変動が「我々の世代にとり最大の課題」の一つであると指摘し、共通だが差異ある責任の原則に則り、それぞれの能力に応じて気候変動との戦いを緊急に開始する「強い政治的な意思」を強調し、
- 世界の気温上昇を2℃以下に抑えるため世界の排出量を削減するこの観点から、科学に基づき、またIPCC第四次評価報告書に記載されるとおり、世界の排出量を大幅に削減する必要があることで合意し、
- 締約国は、世界のならびに国内の排出量を可能な限り早期にピークアウトさせるため協力すべきだとし、途上国においては最大値に達する時間枠が長くなると認識し、
- 気候変動の悪影響に対する適応ならびに対応措置の潜在的影響は、全ての国が直面する課題であるとし、途上国にとり、特にLDCs、SIDS、アフリカ諸国にとり、適応に関する行動の強化と国際的な協力が緊急に必要であると指摘する。また締約国は、適応行動を支援するため、先進国が適切かつ予見可能であり持続可能な資金源、技術、キャパシティビルディングを提供する必要があることで合意する。
- 附属書I締約国は2020年における経済全体での排出目標量を個別にまたは共同で実施すると約束し、その目標値を付録Iに示す様式を用いて2010年1月31日までに事務局に提出し、INF文書にまとめると規定する。議定書の附属書I締約国は、これにより議定書において開始された排出削減量のさらなる強化をはかる。削減量の実現ならびに先進国による資金供与は、既存のならびに今後COPが採択する追加ガイドラインに則り、モニタリングされ、報告され、検証される。
- 条約の非附属書I締約国は、緩和行動を実施するとし、この緩和行動には、付録IIの様式で2010年1月31日までに事務局に提出され、INF文書にまとめられるものも含める。LDCsならびにSIDSは、自主的な

形でならびに支援活動に基づき、行動をとることが可能である。緩和行動は、2年ごとの国別報告書により伝達されるものとする。支援を受けない行動については、国内のMRVの対象とする、ただし各国の主権尊重を確保しつつ、明確に規定されたガイドラインに則り、国際的な諮問ならびに評価を受けるものとする。支援を受けたNAMAsは、国際的なMRVの対象とする。

- 森林減少 ならびに森林の劣化を原因とする排出量の削減は極めて重要な役割があると認識し、森林からの温室効果ガス排出量の除去を強化する必要性を認識し、先進国からの資金を動員できるようにするため、REDDプラスを含め、メカニズムを直ちに立ち上げることで、そのような行動にプラスのインセンティブを提供する必要があると合意する。
- 費用効果の高い緩和行動を強化し推進するため、市場を用いる機会を含めた多様な手法を追求すると決定する。
- 先進国は集団として、森林や国際的な制度による投資を含め、新規かつ追加的な資金源を提供すると約束するとし、この金額は2010-2012年の期間において300億米ドルに及び、適応と緩和との間でバランスを取ると規定する。適応に対する資金供与では、LDCs、SIDS、アフリカ諸国など最も脆弱な途上国を優先する。また先進国は、途上国のニーズに対応するため、2020年までに年間1千億米ドルを共同で提供し、その資金は多様な資金源から提供されるとの目標を約束する。
- COPの指導の下、COPに対し責任を負うハイレベルパネルを設置し、この目標を達成するべく、別な資金源を含めた潜在的な可能性のある収入源からの供与について検討する。
- 途上国における緩和に関係するプロジェクト、プログラム、政策、その他の活動を支援するため、条約の資金メカニズム運用機関として、コペンハーゲングリーン気候基金を設置すべきと決定する、この活動にはREDDプラス、適応、キャパシティビルディング、技術の開発ならびに移転を含める。
- 適応および緩和を支援するため、技術の開発および移転を推進する技術メカニズムを設置すると決定する、これは国家が主導する手法を用い、各国の国情および優先策に基づくものとする。
- 本合意の実施に関する評価を2015年までに終了させるよう求める。これには気温上昇1.5°Cとの関係など科学により明らかにされた多様な問題に関連した長期的な目標強化の検討も含める。

また本合意には、2つの白紙の付録が付されるが、この表には、2020年までの附属書I締約国の経済全体にわたる排出量数量目標および途上国締約国のNAMAsを記載するものとする。

報告書の採択：COPはその後本会合の報告書（FCCC/CP/2009/L.1）を採択した。またCOPは、主催国に対する感謝の意を表した決議（FCCC/CP/2009/L.4 and FCCC/KP/CMP/2009/L.5）も採択した。メキシコは、本会合を主催したデンマークに感謝し、参加者は「温かい人々」の歓迎を受けたとし、デンマーク政府と国民特にコペンハーゲン市に対し感謝の意を表した。

COP副議長のBeckは12月19日土曜日午後2時13分本会合の閉会を宣言した。

#### COP/MOP 5

COP/MOP議長のConnie Hedegaardは、12月7日月曜日、COP/MOP 5を開会した。参加者は、議題書（FCCC/KP/CMP/2009/1 and Add.1）を採択し、作業構成についても合意した。

スーダンがG77/中国の立場で発言し、現行の交渉の根本的なマンデートは将来の約束期間における野心的な

排出削減数量目標を定めることだと強調した。同代表は、附属書Iの排出削減約束と科学的に求められる量との間の「極めて大きな」ギャップを強調し、交渉ではAWG-KPおよびAWG-LCAの下での別個の合意結果を得るべきだと述べた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、大胆な行動と強力な法的拘束力の或る成果を求め、柔軟性メカニズムならびに土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）の規則を明確に規定するよう求めた。同代表は、議定書の下での交渉は一つの新しい法的拘束力のある協定の基礎を提供すると述べた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、気候変動体制の中心的役割を果たすものとして議定書に注目し、その制度を再確認し、第2約束期間およびその後の約束期間においては、科学と合致する野心的な排出削減目標を立て、議定書の強化を図るべきだと強調した。

レソトはLDCsの立場で発言し、議定書が温室効果ガスの排出削減に向けた努力を調整する唯一の制度であるとし、2つの交渉トラックの違いを堅持するため、AWG-KPはAWG-LCAから「引き離す」べきだと強調した。

スイスは環境十全性グループの立場で発言し、先進工業国が排出削減約束を継続し強化できるよう、議定書に続く合意を求めた。同代表は、2°Cという目標を達成するため全ての附属書I諸国が先導することを求めた。

スウェーデンはEUの立場で発言し、コペンハーゲンにおいて効果的な合意に達する必要性を強調した。同代表は、議定書は1997年以降の気候変動との戦いにおける主要な道具であったが、コペンハーゲンでは議定書より多くの国が参加する世界的で野心的かつ包括的な合意結果を得るべきだと強調した。同代表は、先進国は2020年までに1990年比で30%排出量を削減すべきであり、経済的に発展した途上国は、それぞれの責任および能力に応じて適切な行動をとるべきだと述べた。

AWG-KP報告書：COP/MOPプレナリーは12月16日水曜日、会議を開催し、AWG-KP報告書について議論した。AWG-KP議長のJohn Ashe（アンティグア・バーブーダ）がAWG-KP報告書（FCCC/KP/AWG/2009/L.15）を提出し、AWG-KPは附属書 I 排出削減、その他の問題、潜在的な影響を議論するコンタクトグループ会議を開催したと説明した。同議長は、大きな進展があったことを強調する一方、京都議定書の改定に関して合意に達せなかったのは残念だと述べた。同議長は、AWG-KPが作成した文書に関し、COP/MOPが適切な行動をとると確信していると述べた。ツバルは、AWG-KPでの進展がなかったことに「極めて大きな失望感」を表明し、議定書の改定に関する締約国の提案は「沈む最中の救命ボートである」としこれを検討するよう求めたが、インドはこれに反対した。南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、AWG-KP文書の技術的問題で保留されているものを解決するためさらなる審議時間を要請し、インド、フィリピン、中国、アフリカン・グループの立場でアルジェリア、オマーン、ザンビアもこれを支持した。EUは、この文書は「よくできた」文書であり、今は政治的な選択をするときだと指摘した。COP/MOP議長のHedegaardは、その後、「実質的にはAWGsから送られた2つの文書に基づく」2つの文書で構成される成果文書パッケージを提示するとCOP議長職の計画について説明した。同議長は、近く文書を提供できる予定だと述べた。多数の締約国が、そのような文書を提示することに異議を唱え、締約国が作成した文書だけを今後の議論の土台にすべきだと述べた。

COP/MOPプレナリーは12月17日木曜日、会議を再開した。COP/MOP議長のRasmussenは、議論の基礎となる文書はAWG-KP議長がCOP/MOPに提出した文書であると述べた。同議長は、COP/MOP議長特別代表のConnie Hedegaardが議長を務めるコンタクトグループの結成を提案し、締約国もこれに同意した。同議長は、短期間に未解決の問題に関する作業を終了させることがこのコンタクトグループのマンデートであり、「我々が良く知り

信頼する人物」が議長を務めるオープンエンドの草案作成グループが会議を開催すると述べた。スーダンと中国の立場で発言し、要請した。このプロセスでは2つの別の文書を作成し、締約国が合意していない文書を各国首脳および政府に送ることはないことを確認した。COP/MOP議長のRasmussenは、引き続き2つの交渉トラックでの交渉を続け、成果文書は2つの文書になることを確認した。

コンタクトグループの最初の会合で、議長のHedegaardは、議定書の交渉トラックから得られるコペンハーゲン成果文書を作成することがこのコンタクトグループのマンデートであると説明し、AWG-KPからCOP/MOPに送られた文書に基づき、このグループでの作業を進めると述べた。その後同議長は、次の主題に関する5つの草案作成グループの結成を提案した：

- 附属書I排出削減量に関する草案作成グループ、共同進行役はGertraud Wollansky（オーストリア）とLeon Charles（グレナダ）
- LULUCFに関する草案作成グループ、共同進行役はMarcelo Rocha（ブラジル）とBryan Smith（ニュージーランド）
- 柔軟性メカニズムに関する草案作成グループ、進行役はHarald Dovland（ノルウェー）
- 方法論問題のバスケットに関する草案作成グループ、進行役はHarald Dovland
- 潜在的な影響に関する草案作成グループ、共同進行役はMama Konaté（マリ）とAndrew Ure（オーストラリア）

議長のHedegaardは、各進行役がAWG-KPでのそれぞれの交渉で議長を務めた人物と同じであると指摘した。同議長は、専門家レベルで解決可能な問題ならびに政治レベルで議論すべき問題を特定するよう締約国に推奨した。

夕方遅く、午後および夕方の会議における進行状況を確認するため、COP/MOPコンタクトグループ会議が開催された。共同進行役のCharlesは、附属書I 排出削減に関するグループはCOP/MOP決定書草案について議論したと述べ、いくつかの技術的な問題で意見の相違が残っているとし、この中には基準年の問題、約束期間の長さや数の問題が含まれると指摘した。同共同進行役は、政治的な判断を必要とする問題として次の項目を挙げた：余剰割当量単位（AAUs）の問題、排出削減および制限の数量目標（QELROs）を附属書Bにどう割り当てるかの問題、コペンハーゲンでは議定書の改定で合意しなかった場合、前進するための約束をどう反映させるか、今回合意がなかったことで作業を続ける場合、今後の作業を定める基本決議の問題。進行役のDovlandは方法論問題に関する作業について報告した。同進行役は、建設的な議論がなされたとは指摘する一方、新しい温室効果ガスを含めるかどうか、地球温暖化係数（GWPs）を入れるかどうかについては意見の相違が残っていると述べた。

同進行役は、柔軟性メカニズムに関し、次の点で意見が一致しなかったと指摘した：クリーン開発メカニズム（CDM）における炭素回収貯留（CCS）；標準化ベースライン；柔軟性メカニズムによる収益（Share of Proceeds）；補足性；CDMプロジェクトの地域配分。

LULUCFに関し、共同進行役のRochaは、多数の締約国が今回、土地ベースアプローチを採択しないことを希望したとしたと強調した。同共同進行役は、森林管理についてキャップを設けるかどうかでは更なる審議が必要だと指摘した。同共同進行役は、文書におけるさらなる改善は可能だが、オプション間の選択やクロスカッティングイシューの議論は文書に関する意見の一致を容易にすると述べた。

潜在的な影響に関し、共同進行役のUreは、印象的なほどの進展と柔軟な対応があったと指摘し、潜在的な影響を議論する常設フォーラムを設けるかどうかの問題を除き、全ての問題で文書表現に関する意見が一致したと指摘した。

議長はHedegaardは、今後の進め方に関し締約国の意見を求めた。EUは、「議長の友」グループの創設を提案した。南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、LULUCFでの大きな進展により附属書I排出削減量での進展が容易になる可能性があるとして指摘し、柔軟性メカニズムおよび方法論の問題もこの附属書I排出削減量の動きで、意見対立が解かれる可能性があるとして述べた。同代表は非公式協議を行う「機が熟した」と指摘する一方、締約国を主体とする合意体制を保持するため、そのようなグループがコンタクトグループに報告することを要請した。コスタリカ、パプアニューギニア、AOSISの立場でグレナダ、アフリカン・グループの立場でガンビア、コロンビア、グアテマラ、LDCsの立場でレソト、オーストラリアは、「議長の友」グループの結成提案を支持した。議長はHedegaardは、「議長の友」グループ結成をどう進めるか締約国と協議すると述べ、コンタクトグループ会議を閉会した。

12月19日土曜日のCOP/MOP閉会プレナリーでは、AWG-KPのマンデートを延長するためのCOP/MOP決定書草案に関し非公式協議が行われた。南アフリカは、議定書3.9条に基づく改定案の採択への言及を含めるべく決定書を野改定を提案し、アルジェリアもこれを支持した。EU、カナダ、日本は反対した。COP/MOPは、この問題に関する非公式協議開催のため中断された、その後再開された会議で、事務局は、文書が変更されないことを発表した。結局、COP/MOPはAWG-KPのマンデートを延長することで合意した。

**COP/MOP決定書**：決定書（FCCC/KP/CMP/2009/L.8）において、COP/MOPは、決定書1/CMP.1（議定書3.9条に基づく条約附属書I締約国の次回約束期間での約束の検討）に則ったAWG-KPの作業の進展を歓迎し、AWG-KPに対し決定書1/CMP.1に則り作業結果をCOP/MOP 6での採択に向け提示するよう要請し、AWG-KPに対しCOP/MOP 5に提出したその第10回会合の報告書（FCCC/KP/AWG/2009/L.15）の一部として送られてきた文書草案に基づき議論を続けるよう要請し、COP/MOP 6の主催国に対しその会合を成功させるため作業の推進を図るべく必要な調整を行う権限を委ねる。

補助機関会合の報告：12月18日、COP/MOPは、SBSTA 30および31の報告書（FCCC/SBSTA/2009/3; FCCC/SBSTA/2009/L.13）ならびにSBI 30およびSBI 31の報告書（FCCC/SBI/2009/8 and Add.1; FCCC/SBI/2009/L.17 and Add.1）を採択した。COP/MOPプレナリーは、次の項目に関するSBI結論書に留意した：附属書 I 国別報告書および温室効果ガスインベントリ・データ（FCCC/SBI/2009/L.26）、議定書の附属書I締約国が提出する情報の報告ならびにレビュー（FCCC/SBI/2009/L.23）、議定書附属書B締約国年次とりまとめ算定報告書（FCCC/SBI/2009/L.24）、議定書3.14条（対応措置の悪影響と影響）（FCCC/SBI/2009/L.25）。COP/MOPプレナリーは議定書2.3条（政策措置の悪影響）に関するSBSTA結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.18）にも留意した。

SBSTAおよびSBIでの結論書の採択については、それぞれの項目に取りまとめて説明する。COP/MOPに送られた決定書草案およびその後の行動についてはCOP/MOP議題項目の該当項目でまとめて説明する。

議定書改定案；この問題（FCCC/KP/CMP/2009/2-13）は、12月10日木曜日のCOP/MOPプレナリーで最初に議論された。事務局は、次の各国および諸国グループから提案を受け取ったと説明した：オーストラリア；ベラルーシ；数カ国を代表してボリビア；コロンビア；日本；EU；ニュージーランド；パプアニューギニア；フィリピン；非附属書I諸国数カ国を代表して中国；ツバルからは2件の提案。ツバルは、議定書が現在においても

将来においても重要であると強調し、自国の2つの議定書改定案について詳しく説明し、グレナダはAOSISの立場でこれを支持した。オーストラリアは、コペンハーゲンでは議定書の改定以上のものが必要であるという同国の立場を強調した。同代表は、一つの統一した議定書には一定の利点があるが、2つの議定書を1つのパッケージとしてリンクづけるなら2つの議定書という成果も可能性があると述べた。EUは、京都議定書の主要要素を堅持するというEUの約束を強調した。同代表は、AWG-KPプロセスでは改定案の提示する問題について包括的な検討が可能であると述べ、議定書改定の決議は総意による合意でなされる必要があると強調した。日本は、京都議定書を無視するとか葬り去るという意図ではなく、「責任範囲を拡大し、京都議定書の基礎に則り耐久性のある拡大した手法を築く」ことを意図していると強調した。

エチオピアはLDCsの立場で発言し、この問題はAWG-K PとCOP/MOPの両方で議論していることから、矛盾したものになっていると述べた。同代表は、各提案に野心的な目標が含まれているか、LDCsの利益を高めるかを見極めるため、この問題をコンタクトグループで議論する用意があると表明した。ブラジルは、議定書3.9条（附属書I締約国の更なる約束）にマンデートに基づき議定書 附属書Bを改定するという35ヶ国の提案に留意し、多数の途上国もこれを支持した。多数の途上国が、COP/MOP 5における最も重要な課題は議定書改定を採択し、議定書3.9条のマンデートに基づき、附属書Bに記載される先進国の新たな約束を規定することだと強調した。また一部の途上国は、京都議定書が気候変動緩和努力において唯一法的拘束力のある制度であると強調し、これを第2約束期間にも継続するよう求め、議定書を「殺す」または取って代える、あるいは余分なものを盛り込もうとする試みに反対した。また他の諸国は、コペンハーゲンで成果を上げる条件が議定書の継続であると強調した。エジプトは、議定書改定案の要素は条約ならびにAWG-LCAの下で提示されており、努力が「3重」になっていることを嘆き、「実際の仕事」に焦点を当てるよう求め、途上国数ヶ国もこれを支持した。

ニュージーランドは、努力や制度の重複を避けた、単独で統一された2013年以降の法的成果文書を希望するとの同国の立場を述べた。同代表は、予断を与えるわけではないが、同国が議定書の改定を提案しているとし、これは条約の下での法的拘束力のある成果文書を含めた完全統合されたパッケージの一部として議定書を考えていると述べた。ボリビアは、自国の議定書改定案について説明し、先進国は、「地球の環境スペースにおける公平なシェア以上のものを収奪してきた」と強調した。同代表は、先進国が過剰な人口と過剰な消費を削減するため強力な努力をするよう求めた。パプアニューギニアは、議定書3.9条に焦点を当てることに同意したが、森林問題やREDDについても議論するよう求め、他の諸国もこれを支持した。またコロンビアは議定書の他の規定の改定に関する同国の提案を指摘し、他の諸国の提案を議論することにも関心を表明した。ツバルは、この議題項目はAWG-KPのマンデートとは異なり、議定書の20条に関係するとし、この20条はいかなる締約国も改定案を提案できると規定すると強調した。同代表は、意見の一致が成されない場合、COP/MOPは出席しかつ投票する締約国の3分の2の多数決で決定することが可能だと強調した。

今後の進めかたに関し、COP/MOP議長のHedegaardは、多数の国がコンタクトグループの設置を支持したが、他の多くの諸国はAWG-KPに焦点を当てるよう希望していると指摘した。同議長は、AWG-KP議長のAsheが今後の進めかたについて協議し、12月12日土曜日のCOP/MOPで結果を報告することを提案した。ツバルは、この問題の重要性を強調し、コンタクトグループにおいて適正で実質的な審議を行うよう求め、土曜日まで問題を遅らせたのではAWG-KPでの審議ができなくなると述べ、グレナダ、キリバス、エルサルバドル、コスタリカ、クック諸島、マーシャル諸島、パラオ、ベリーズもこれを支持した。中国は、ツバルの提案に同感を表したが、

「議定書を強化しない」議定書改定案を議論することには反対し、ベネズエラ、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦、ブラジル、ナイジェリア、バーレーンもこれを支持した。同代表は、柔軟性メカニズムによる収益（Share of Proceeds）や遵守の問題などはさらに議論できるとし、次のことを提案した：議定書3.9条に関する提案はAWG-KPでの議論に委ねる；本議題項目においては、他の提案のうち「限られた件数」の提案を選択して議論する。EUは、更なる議論の項目を制限することに反対し、全ての提案について検討する必要性を指摘した。COP/MOPは、非公式な議論のため中断された。COP/MOP議長のHedegaardは、その後、解決策が見出せなかったと報告し、会議を中断した。

12月12日土曜日のCOP/MOPプレナリーにおいて、議長のHedegaardは、議定書改定案の審議を進める方法について協議が続いていると指摘した。ツバルは、京都議定書を新しい暫定的な制度と合体させるのは自国の目的ではなく、議定書を含めたその法的な構造を保持することが目的だと強調した。同代表は、実質的な審議を求め、この問題を別なCOP/MOPまで先延ばしするのは「重大な不当行為」であると述べた。インドは、附属書I締約国による「大幅な排出削減」の採用ならびに、改定案と条約との不一致に焦点を当てることを強調し、「脇道にそれることなく」作業を進めるよう求めた。COP/MOP議長のHedegaardは、インドの懸念に留意したが、提案に関する非公式協議は続けると述べた。

結果：12月19日の閉会プレナリーで、COP/MOP副議長のBeckは、進めかたについて意見の一致に至らなかったと報告した。同副議長は、手順規則案の16項に則り、この問題は自動的に次回会合の議題に含まれると指摘した。

CDM：クリーン開発メカニズムに関する問題は12月8日火曜日のCOP/MOPで初めて取り上げられた。CDM理事会（EB）は2009年の年次報告書（FCCC/KP/CMP/2009/16）を提出した。締約国数カ国は、CDM EBに対し、その意思決定プロセスにおける効率、透明性、一貫性を高めていくよう推奨した。多数のアフリカ諸国は、CDMプロジェクトの地域配分の改善を続ける必要があるとし、CDMでのアフリカの参加も増やす必要があると強調した。ニジェールは、プロジェクトの登録簡素化措置、ならびにアフリカの指定運用機関（DOEs）の推進措置を求めた。スワジランドは、アフリカでのCDMプロジェクト推進を可能にする方法論のレビューを優先するようCDM EBに要請することを提案した。

インドはブラジルの支持を受け、セクター別アプローチに反対し、これはベンチマーク設定に結びつく可能性があり、このため途上国の経済成長に悪影響を及ぼすと述べた。日本、サウジアラビア、アルジェリア、アラブ首長国連邦、シリア、ナイジェリア、リビア、その他はCDMにCCSを入れることの重要性を強調したが、グレナダとツバルは反対した。EUは、利害の対立に関しEBメンバーの契約条件を規定するよう求め、森林が枯れ果てた土地への再植林を含めることに反対し、森林管理はREDDプラスで取り上げるべきだと述べた。

Christiana Figueres Olsen（コスタリカ）とKunihiko Shimada（日本）を共同議長とするコンタクトグループが結成された。

第1回のコンタクトグループ会合において、締約国はCCSをCDMに含める場合の影響に関するCDM EBの検討について議論した。事務局は、COP/MOPプレナリーでのCOP/MOP議長の要請に応じて、CDM EBの検討プロセスについて説明した。共同議長のFigueres OlsenはCDM EBがCDMにおけるCCSに関する検討で結論を出せず、COP/MOPから与えられたマンデートも満たせなかったことから、問題はCOP/MOPに戻されたと指摘した。

コンタクトグループは、共同議長が作成したCOP/MOP決定書案ベースで議論した。また締約国は、このグループで議論されるべきさらなる問題を特定した。EUは、標準化ベースライン、事務局の人員不足、CDM EBメンバーの履歴、CDM EB議長常設の可能性に焦点を当てた。中国は、意思決定における透明性、公平性、効率を改善する必要があると指摘した。グレナダとブラジルは、議長常設の提案に反対し、常設の事務局があると指摘し、この提案は常設議長を置く資金をだせる国を有利にするだけだと指摘した。またグレナダは、CDM EBメンバーの履歴問題の採択にも異議を唱え、これはCDMに関する知識や専門家の人数が限られている国に偏見を持たせる可能性があるとして指摘した。エチオピアはLDCsの立場で発言し、LDCsでの小規模プロジェクトについては、追加性要項を免除するよう提案した。

締約国は、文書草案に関し数回の読み合わせを行い、締約国のコメントおよび提案を盛り込んだ改定案が数件提出された。このグループでは、ガバナンス、追加性、信任、CDMでのCCS、理事会メンバーの利害の対立、理事会およびその作業における一貫性、透明性、客観性の改善、アピール手順、登録されたプロジェクト活動の配分状況を改善する方法などについて議論した。

理事会メンバーの利益相反に関し、締約国は、利益相反を定義するかどうか、どう定義するかで意見が対立した。特に特定のプロジェクトに係わる指定国家機関との関係そして／または国籍が利益相反を生むかどうかで意見が対立した。最終文書では、利益相反がどういう場合に起きるかを明確に示さず、メンバーに対し、利益相反ならびに過去および現在の職務上の関係の詳細に関するステートメントを出すよう要請する。意見が対立したもう一つの問題は、ベースラインシナリオを選択するための標準化ベースライン作成に関する問題であった。ブラジル、中国、タイ、ロシア連邦、その他は、この問題への言及の削除を支持したが、EU、スイス、エチオピアは反対した。結局、締約国は、そのようなベースライン作成の方法および手順について提案するようSBSTAに要請することで合意した。

CDMにCCSを含める問題について、オーストラリア、サウジアラビア、その他はこれを支持したが、ブラジル、エチオピア、グレナダ、その他は反対した。一部の締約国は、この問題の審議をCOP/MOP 6まで延期することを希望した。締約国は、CDMの適格性をCCSに拡大することでは合意できなかったが、その重要性を認識し、SBSTAに対し、CDMに含める可能性に関して議論を続けるよう要請した。COP/MOP決定書が12月19日に採択された。

COP/MOP決定書：決定書（FCCC/KP/CMP/2009/L.10）において、COP/MOPは理事会に対し、下記の点を要請した：

- その作業の透明性、一貫性、客観性を顕著に改善する
- その作業ならびに支援体制においては、ホスト国の法律、規制、政策、基準、ガイドラインに十分配慮する
- 適切な場合は、国内政策の扱いに関する指針を取りまとめ、明確化し、改定する
- 理事会メンバーが、望ましい技能と専門性を有していることを証明し、メンバーおよびその代理に求められる予想拘束時間も明らかにする委託条件を提案し、COP/MOP 6での審議にかける
- 利害関係者と協議し、指定運営機関がCOP/MOPそして／または理事会の規則や要請、あるいは理事会の権限によりまたは権限において下された判断に則った義務を果たさなかった場合、提訴を検討するための手順を確立する

- CDMプロジェクトの件数が10件未満の国からの申請に特に適したトップダウン方法論を作成し、指定運営機関がこれら諸国を起源とするプロジェクトについて執り行う作業について、同指定運営機関の年次活動報告書に記載するととの要請を導入する
- 登録されたCDMプロジェクトの件数が10件未満の諸国におけるプロジェクト設計文書の作成と承認そしてプロジェクト活動の第1回の検証にかかる費用に対し、融資を提供するため、CDM信託基金の元金を基に生じた利子から得られる資金ならびに自主的な寄付金を割り当てる。

またCOP/MOPは次のことを行う：

- SBSTAに対し、広範な適用が可能であり、高度な環境十全性を提供し、各国固有の事情に配慮する標準化ベースラインを開発する方法ならびに手順を提案し、COP/MOP 6に決定書草案を送るよう要請する
- 締約国、政府間組織、承認されたオブザーバー組織に対し、標準化ベースラインの問題に関する見解を、2010年3月22日までに事務局に提出するよう求める
- SBSTAに対し、CDM EBの年次報告書附属書Iに記載する「枯渇した森林」に関する提案の影響を評価するよう要請する
- 可能な緩和技術としての地層CCSの重要性を認識し、保留された問題に関する懸念を念頭に置くとともに、SBSTAに対し、CDMに地層CCSを含める可能性に関する作業を継続し、COP/MOP 6でこの問題に関する決定書の採択を目指すよう要請し、締約国に対し、この問題に関するそれぞれの見解を2010年3月22日までに事務局に提出するよう求める
- 現在の理事会メンバーの履歴、利害対立に関するステートメント、メンバーの過去および現在の職業上の関係先をUNFCCC CDMウェブサイト上に公表することを要請する
- 登録されたCDMプロジェクト活動が10件未満の諸国については、登録料の支払いを第1回の（認証削減量）発行が行われた後まで延期すると決定する
- CDM管理計画に係る必要人員を速やかに確保するよう要請する。

共同実施；この問題は12月8日のCOP/MOPで初めて取り上げられた。共同実施監督委員会（JISC）は、2009年の年次報告書（FCCC/KP/CMP/2009/18）を提出した。EUはJISCに十分な資金を約束するよう締約国に奨めた。中国は、適応基金に対する資金拠出を動員する必要があると強調し、ナイジェリア、シリア、オマーン、ブラジルもこれを支持した。David Lesolle（ボツワナ）とPedro Martins Barata（ポルトガル）がコンタクトグループの共同議長を務める。

第1回のコンタクトグループ会合で、共同議長のLesolleは、検討する必要がある問題として次のものを挙げた：2010-2011年の共同実施（JI）の運営および予算計画を含めたJISCの資金源および適切かつ予測可能な資金の必要性；適切な場合、JISCに対する更なるガイダンス；JIトラック1に関する事務局へのガイダンス、これには締約国からの情報および事務局からのインプットを含める。事務局は、JISC報告書サマリーを提出した、このサマリーには、JIの運用および状況の概要を含める。中国は、プレナリーで締約国から提起された、柔軟性メカニズムによる収益（Share of Proceeds）徴収の対象をにも拡大する問題について議長が言及しなかったと指摘した。共同議長のLesolleは、これはJIに対する更なるガイダンスの中に含まれると指摘した。

続いて共同議長はCOP/MOP決定書案を作成し、締約国は、柔軟性メカニズムによる収益の徴収をJIにも拡大

する件についてのパラグラフを除く全てのパラグラフについて合意することができた。ロシア連邦とウクライナは、このパラグラフの削除を提案したが、G-77/中国は反対した。オーストラリアは、他の組織でも資金に関する議論が続いていることを指摘して他の数カ国もこれを支持し、ウクライナは、この問題がAWG-KPでも議論されていると指摘した。日本は、柔軟性メカニズムによる収益 (Share of Proceeds) 徴収の対象拡大を決定するには議定書の改定が必要だと指摘した。シェラレオネは、柔軟性メカニズムによる収益 (Share of Proceeds) を適応基金に払い込むとの規定を提案した。ロシア連邦は、柔軟性メカニズムによる収益 (Share of Proceeds) を「自主的なベース」で適応基金に払い込むとする新しいオプションを提案し、ウクライナもこれを支持した。ニュージーランドは、この問題に関し何の決定もしないというオプションの提案は誤解を生むとし、このコンタクトグループにおいてはこの問題に関し何の決定もなされなかったという表現にオプション部分を改定するよう提案し、この問題は別なところで議論されており、そこで決定されると指摘した。非公式ならびに二国間の数回の協議の末、柔軟性メカニズムによる収益 (Share of Proceeds) 徴収をJIに拡大する点への言及は削除された。

12月18日、COP/MOP決定書が採択された。

**COP/MOP決定書** : 決定書 (FCCC/KP/CMP/2009/L.7) においてCOP/MOPは特に次のことを行う :

文書 FCCC/KP/CMP/2009/19 (Part I) と Corr. 1の附属書Iに記載されるとおり、JISC手順規則改定案を採択する ; ;

JISC、指定窓口、独立組織、プロジェクト参加者、利害関係者に対し、透明性、一貫性、予見性があり効率の高い検証手順となるようあらゆる努力を払うことを推奨する ;

JISCの提案通りの料金構造の改定を承認する ;

JISC活動に関係する料金徴収で得られる管理コスト分をカバーする歳入は、2010-2011の2年予算期間においても引き続き入金するとし、料金徴収による歳入は2012年時点のみでの事務管理コストに用いられる可能性がある」と指摘する。

料金徴収によりこれまでに得られた歳入がJISC活動関連で想定される事務管理コスト引き当て分に必要なレベルを大幅に下回っていることに、懸念を表明する。

JISCに対し、2012年までに予想される資金ならびに予算についてCOP/MOP 6に報告し、これにJISCが自己資金で運営される状態になるのはいつか、どういう条件の下かについて分析を含めるよう要請する ;

2010-2011年の2年度のJIの作業に対して、JI管理計画を十分かつ時機を得て実施できるだけの資金を与えるため、補足活動信託基金に資金を供与するよう附属書I締約国に求める。

**遵守** : この問題は12月9日のCOP/MOPプレナリーで初めて議論された。遵守委員会は同委員会報告書 (FCCC/KP/CMP/2009/17) を提出し、特にクロアチアに関連する2つの実施上の問題に焦点を当てて審議した。クロアチアは、同国の割当量ならびに約束期間保留分の算定に関する同国の要請を承認しないとの決定に失望感を表明し、この決定についてアピールする意図があると指摘した。 Jürgen Lefevere (EU) が非公式協議を開催し、12月18日、COP/MOP決定書が採択された。

**COP/MOP決定書** : 決定書 (FCCC/KP/CMP/2009/L.4) において、COP/MOPは次のことを行う : 条約附属書I締約国で第4回の国別報告書ならびに関連する補足情報を提出していない諸国に対し、提出を促す ; COP/MOP遵守委員会が構成組織に努める個人の特権と免責に関し可能な限り早期に適切な法律上のアレンジを終了する

ことに対する関心に留意する； 遵守委員会の会合出席のための旅費に対する資金供与について遵守委員会が引き続き懸念していることに留意する； 締約国に対し、2010-2011年の2年度における同委員会の作業を支援するため、補足活動信託基金に自主的な資金供与を行うよう求める。

遵守に関する議定書の改定：木曜日、12月10日、COP/MOPは、この項目の審議をCOP/MOP 6まで延期することで合意した。

適応基金：適応基金理事会報告書：この問題は12月9日のCOP/MOPで初めて取り上げられた。その後は Agus Purnomo（インドネシア）と Vanesa Alvarez Franco（スペイン）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。

適応基金理事会（AFB）は同理事会報告書（FCCC/KP/CMP/2009/14）を提出し、適応基金の運用開始のために執り行われた行動に焦点を当てた、これには次のものが含まれる：資金へのアクセスに関する政策ならびにガイドラインの採択； 認証排出削減量（CERs）の貨幣価値化開始； 理事会の主催国となり法的機能を提供するとのドイツの申し出を受け入れる決定。同代表は、CERsの販売により得られた利用可能な資金は、基金の目的を果たし理事会の機能を果たすには不適切であると指摘した。

ガーナは、理事会の規則を改定し、理事会の議長および副議長が理事会を代表できるようにすることを提案し、セネガルもこれを支持した。ウルグアイ、セネガル、ジャマイカは、この基金に対する財政支援を増額するよう国際社会に求めた。アフガニスタンは、適応に対する資金供与は政府開発援助（ODA）に追加的であり、別個のものであるべきだと強調した。モリタニアは、適格な諸国が恩恵をうけられるよう資金にアクセスする手順の簡素化を求めた。インドは、先進国が排出量を大幅に削減するならば、CERsの価格にプラスの影響があるとし、これは基金にとっても利益があると指摘した。同代表は、JIKクレジットからもこの基金に追加資金を提供する必要があると強調した。

COP/MOPは、12月18日、決定書を採択した。

**COP/MOP決定書：**決定書（FCCC/KP/CMP/2009/L.2）においてCOP/MOPは、特にAFBに法的機能を与えるとのドイツ政府の申し出を受け入れるとのAFBの決定を承認し、ドイツに対し、この点で必要な措置をとるよう求め、AFBの議長および副議長は、ともに理事会の法的な代表を務めると決定し、手順規則の改定を採択する。

適応基金のレビュー：この決議はSBI 30に送られ、12月18日、COP/MOPで採択された。

**COP/MOP決定書：**決定書（FCCC/SBI/2009/8/Add.1）において、COP/MOPは、SBI 32に対し、適応基金のレビューを開始し、レビューの委託条件について合意し、COP/MOP 6に報告して、COP/MOP 6でレビューが行えるようにすることを要請した。

約束の実施ならびに他の議定書条項のレビュー：議定書の下でのキャパシティビルディング：COP/MOPはSBIから送られた決定書（FCCC/SBI/2009/L.20）を採択した。

**COP/MOP決定書：**この決定書において、COP/MOPは、SBIに対し、SBI 32で途上国のキャパシティビルディング枠組み実施に関する第2回総合レビューの検討を継続するよう要請し、このレビューの成果に関する決定書草案を作成し、COP/MOP 6での採択を図るよう要請し、COP/MOP 6でレビューの検討を終了させると決定する。

議定書附属書Bの改定に関するカザフスタンの提案：事務局は、カザフスタンは議定書の下では附属書I締約国として考えられ、条約の下では非附属書I締約国のままとすると説明した。（FCCC/CP/2001/13/Add.4）事務局は、カザフスタンは議定書を批准しており、2009年9月に、附属書 Bに含まれるための改定案を提出したと指摘

した。カザフスタンは、同国の低排出国への移行には炭素市場の利用と民間の投資が必要だと述べた。ロシア連邦とキルギスタンは提案を支持すると述べた。EUは、カザフスタンの附属書B加入希望を認識する一方、附属書B改定に係る法律上の要件を満たす必要性を強調した。同代表はこの問題の審議をCOP/MOP 6まで延期することを支持した。カザフスタンは、6月以降、関連する情報を締約国に連絡し続けてきたと強調した。Stephan Michel (スイス) が非公式協議を行う。

12月18日の閉会プレナリーで、COP/MOP副議長のBarkindoは、非公式協議の結果として結論書草案が作成されたと報告した。

**COP/MOP 結論書:** 結論書 (FCCC/KP/CMP/2009/L.3) において、COP/MOPは、議定書附属書Bにカザフスタンの国名を入れるべく改定するとの同国の提案に特に留意し、カザフスタンが「京都議定書6条実施に関する指針」に規定された必要条件を満たしていると考えられるなら、カザフスタンはJIに参加する資格を有すると考えられると指摘し、事務局に対し、カザフスタンが提出する最新の温室効果ガスインベントリについて毎年技術的なレビューを行い、附属書B改定案の文章を締約国および署名国に連絡するよう要請し、SBI 32に対し、議定書附属書Bにカザフスタンの国名を含める提案を検討し、その結果をCOP/MOP 6に報告するよう要請する。

事務管理上、資金上、制度上の問題： 2008-2009年度予算実績： COP/MOPは決定書草案を採択した。

**COP/MOP 決定書:** 決定書 (FCCC/SBI/2009/L.21/Add.2) において、COP/MOPは、基幹予算ならびに国際取引ログへの資金拠出を行っていない締約国に対し、拠出を行うよう求め、UNFCCCプロセス参加のための信託基金ならびに補足活動のための信託基金に資金を拠出した締約国に感謝の意を表した。COP/MOPは、ドイツ政府が基幹予算に毎年€766,938を自主的に拠出していること、また事務局ホスト国として €1,789,522の特別拠出を行っていることに改めて感謝の意を表した。

2010-2011年予算： COP/MOPは決定書FCCC/SBI/2009/8/Add.1を採択した。

補助機関からCOP/MOPに委ねられたその他の問題： 12月18日、COP/MOPは、SBI 30から送られた、年間レビューに参加する専門家審査チームメンバーの最新プログラムに関する決議 (FCCC/SBI/2009/8/Add.1) を採択した。

閉会プレナリー： COP/MOPは本会合の報告書 (FCCC/KP/CMP/2009/L.1) ならびにCOP/MOP 5会合を見事に仕切ったデンマーク政府に感謝するとのメキシコ提案の決議 (FCCC/KP/CMP/2009/L.5) を採択した。COP副議長のBeckは12月19日土曜日、午後2時36分、会合を閉会した。

#### AWG-LCA 8

AWG-LCA開会プレナリーは12月7日月曜日に開催した。議長のMichael Zammit Cutajar (マルタ) は、AWG-LCAがコペンハーゲンで作業を終了させる必要があることを締約国に想起した。締約国は議題書を採択し、作業構成書 (FCCC/AWGLCA/2009/15 and 16) に関しても合意した。

スーダンがG-77/中国の立場で発言し、締約国に対し、BAPマンダートの順守を求めるとともに、途上国に責任をおしつけようとする動きを拒否するよう求めた。グレナダはAOSISの立場で発言し、SIDSおよび他の脆弱な途上国の存続を保障する、法的拘束力のある合意の要素は全て現在の文書に盛り込まれているが、この合意を実現するには政治的な意思が必要だと述べた。レソトはLDCsの立場で発言し、適応を優先し、資金規模を拡大する法的拘束力のある合意を求めた。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、MRVの重要性を強調した。

スウェーデンはEUの立場で発言し、次の項目の重要性を強調した；中期削減目標での野心レベル向上；国際航空輸送および海上輸送部門の排出量を含める；民間部門および炭素市場を含めた早期かつ長期的な資金供与；REDDに関する実績ベースのメカニズム行動。

スイスは環境十全性グループの立場で発言し、国別の適切な緩和行動登録簿（NAMAs）をどう制度化するかに予断を与えることなく、これを支持し、MRVプロセスも支持すると述べた。アルジェリアはアフリカン・グループの立場で発言し、AWG-LCAは、議定書の締約国でない先進国について、議定書締約国である他の先進国と同等の第2約束期間の約束を規定するべきだと述べた。

キューバは、アンティグア・バーブーダ、ボリビア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、ニカラグア、セントビンセント・グレナディーン諸島、ベネズエラが加盟するアメリカ州の人々のボリビア同盟（Bolivarian Alliance for the Peoples of Our America（ALBA））の立場で発言し、先進国が気候面での債務を尊重するよう求め、途上国に責任を移そうとの動きを拒否した。

コスタリカは、ベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ドミニカ共和国で構成される中米統合システムに所属する諸国を代表して発言した。同代表は、UNFCCCおよび議定書と合致する成果を求め、先進国が指導力を発揮することを求めた。

長期的協力行動：12月7日、議長はZammit Cutajarは、この議題項目で議論された各要素を記載する最新のノンペーパーの取りまとめ文書を含めるAWG-LCA 7報告書（FCCC/AWGLCA/2009/14）に言及した。また同議長は、コペンハーゲンでは一つのコンタクトグループで作業をしないとバルセロナでの合意を指摘した。今後の進め方に関し、同議長は、コンタクトグループは12月8日から作業を開始し、ノンペーパーを用いて、BAPの全ての要素に関する合意文書を作成するため、草案作成グループを立ち上げると述べた。同議長は、これらのグループがCOP決定書の形で文書を作成すると述べ、これは合意成果文書の法的形式に予断を与えることはなく、締約国は異なる法的形式の提案を提出する権利を有すると強調した。

12月8日、第1回のコンタクトグループ会合で、締約国は次の非公式草案作成グループ結成で合意した：

- 共有ビジョンに関する非公式草案作成グループ、進行役はSande de Wet（南アフリカ）；
- 資金に関する非公式草案作成グループ、共同進行役はFarrukh Khan（パキスタン）とJukka Uosukainen（フィンランド）；
- 技術に関する非公式草案作成グループ、共同進行役はKishan Kumarsingh（トリニダード・トバゴ）とKunihiko Shimada（日本）；
- キャパシティビルディングに関する非公式草案作成グループ、共同進行役はLilian Portillo（パラグアイ）とGeorg Børsting（ノルウェー）；
- 適応に関する非公式草案作成グループ、共同進行役はWilliam Kojo Agyemang-Bonsu（ガーナ）とThomas Kolly（スイス）

緩和に関し、議長はZammit Cutajarは、下記の草案作成グループでの会議を提案した：

- 公共資金援助を受ける国別の適切な緩和行動（NAMAs）に関する草案作成グループ、進行役はMargaret Mukahanana-Sangarwe（ジンバブエ）；
- REDDプラスに関する草案作成グループ、進行役はTony La Viña（フィリピン）；

- セクター別アプローチの一般的な側面ならびに農業部門の面に関する草案作成グループ、進行役は Magdalena Preve (ウルグアイ) ;
- 対応措置に関する草案作成グループ、進行役は Richard Muyungi (タンザニア)

議長 の Zammit Cutajar は、草案作成グループで取り上げない緩和問題については同議長主催の非公開非公式協議で最初に議論すると説明した。

議長 の Zammit Cutajar は、María del Socorro Flores (メキシコ) を進行役に、非市場手法の費用効果性、および適応資金の資金源と資金規模そして援助とNAMAsのマッチングなどのクロスカッティングイシューを議論する協議会を提案した。また議長 の Zammit Cutajar は、成果文書の法的形式に関し、締約国と二国間協議を行った。非公式草案作成グループで議論された重要問題を下記にまとめる。

共有ビジョン：締約国は、草案作成グループにおいて、長期的協力行動の共有ビジョンについて議論した。バルセロナ 会合から送致され、文書FCCC/AWGLCA/2009/14に記載されるノンペーパー Nos. 33、43、37、38に基づき交渉した。議論の結果、文書は短縮され、運用可能なものとなった。

主な議題は、条約および議定書への言及、緩和および資金拠出に関する先進国の歴史的な責任と指導力であった。排出削減の長期目標、貿易上の措置、資金の長期目標では意見の食い違いが続いた。

G-77/中国は、条約の実施における相違点を強調したが、米国、オーストラリアを含めた一部先進国は反対した。また締約国は、議定書の役割についても審議し、G-77/中国とAOSISは、議定書が現在果たしている役割への言及を支持したが、カナダはこれに反対し、これは成果文書の法的形式に予断を与えると述べた。

トルコとベラルーシは、市場経済移行国を含めた各締約国の国情への言及を提案した。G-77/中国は、歴史的な責任を強調し、ボリビアとともに、気候債務および気候変動と人権との関係を強調した。サウジアラビアは、共有ビジョンのレビューにおいてIPCC評価報告書を考慮するとの言及に反対した。

多数の国が、産業革命前の水準より2°C未満の気温上昇で抑えるとの目標を支持し、AOSISは1.5°Cを強調し、ボリビアは1°Cを主張した。必要な世界的排出削減量および先進国の排出削減量、そして排出量のピークに関しては意見の違いが残った。合意に達せず、文書内のオプションは括弧書きのまま残された。G-77/中国は、先進国に対し一方的な貿易保護主義的措置をとることを控えるよう求める文章の重要性を強調したが、一部の先進国はこれに反対した。

成果：AWG-LCAは、AWG-LCAの成果に関する決定書草案をCOP 15に提出し、その検討と採択に委ねると決定する結論書(FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Rev.1)を採択した。この決定書草案の序文と最初のセクションには共有ビジョンに関する交渉結果が盛り込まれた。

緩和：BAPサブパラグラフ1(b)(i)：先進国による緩和(BAPサブパラグラフ1(b)(i))の問題は、Karsten Sach (ドイツ) が進行役を務める草案作成グループで最初に取り上げられた。締約国は、バルセロナ 会合から送致された文書FCCC/AWGLCA/2009/14の附属書 IIIAに含まれるノンペーパー No. 50を中心に議論した。先進国の緩和の特性、全体の削減目標、努力の比較可能性、京都議定書との関係、MRVでは意見の違いが持続した。

G-77/中国は、この文書は京都議定書の締約国でない附属書I諸国にも適用されるべきだと強調し、こういった諸国は中期的、長期的に経済全体に係る排出削減数量約束で法的拘束力のある約束をすべきだと強調した。EUとカナダは、このセクションを附属書I締約国のほか、拘束力のあるQELROsを希望する諸国にも適用するよう提案した。EUおよび米国を含めた先進国数カ国は、京都議定書第2約束期間への言及に反対した。AOSISは、先

進国が科学と合致し、法的拘束力のある緩和を行うことの重要性を強調した。オーストラリアと日本は、先進国と途上国の両方に適用可能な緩和の共通要素について議論するよう提案した。

**BAPサブパラグラフ 1(b)(ii) :** BAPサブパラグラフ 1(b)(ii)の途上国の緩和に関する草案作成グループにおいて、締約国は、まず公的資金の支援を受けたNAMAsから議論を開始した。締約国は、バルセロナ会合から送致された文書FCCC/AWGLCA/2009/14の附属書 IIIBに含まれるノンペーパー No. 51に基づき議論した。一国単独でのNAMAsに関する二国間協議も行われた。

締約国は、主にそれぞれの立場を繰り返すにとどまり、多数の問題で意見の食い違いが持続した、この中には、NAMAsとの関係における低炭素排出戦略の役割、NAMAメカニズム、そしてNAMAsとMRVに誰が支援を提供すべきかの問題が含まれた。

G-77/中国は、低炭素排出戦略に反対したが、EUと他の先進国は支持した。NAMAメカニズムに関し、G-77/中国は行動と支援に関する登録簿設置を支持した。また同グループは、NAMAsに対する援助は先進国の公的資金源から提供されることを繰り返したが、カナダとオーストラリアなど一部の先進国は、より広い参加型の手法を希望した。米国、オーストラリア、カナダ、その他は、NAMAsの国際的なMRVを支持した。多数の途上国は、これは国内レベルで行われるべきと強調した。

**BAPサブパラグラフ 1(b)(iii) :** REDDプラスに関するサブグループで、締約国は、文書FCCC/AWGLCA/2009/14の附属書 III.Cに記載された文章を検討するため、非公式な草案作成グループ会合を開催した。REDDプラスに関する非公式協議ではその範囲と目的が議論された。締約国は、対象範囲にパーセント目標を含めるべきかどうか、REDDプラスを構成する特定の活動をリストアップすべきか、議論した。その後、締約国はセーフガードに関する文章を検討し、参照レベルに関する議論を開始した。MRVおよび資金に関する協議が続けられた。

**BAPサブパラグラフ 1(b)(iv) :** セクター別アプローチに関し、締約国は、非公式草案作成グループの会合を開催し、文書FCCC/AWG/LCA/2009/14の附属書 III.Dをベースにした議論を続けた。締約国は、農業部門に関する文章案について審議し、農業部門に関するSBSTAの作業計画を作成する決定書案に焦点を当てた。文書の中に、適応、食糧安全保障、貿易、オフセットに関する言及を入れるかどうかについて、懸念が示された。

バンカー燃料に関し、バンカー燃料草案作成グループの共同進行役が文書案を作成し、締約国はこの文章に記載されたオプションを削減することに関し意見交換を行った。

**BAPサブパラグラフ 1(b)(v) :** 緩和行動を推進し費用効果を高めるための多様な手法に関するサブグループでは、María del Socorro Flores (メキシコ) が進行役を務めた。文書FCCC/AWG/LCA/2009/14の附属書 III.Eをベースに、非公式協議での議論が続けられた。

多数の締約国が市場ベースの手法と非市場ベースの手法の両方を審議することに賛成したが、一部の締約国は、非市場ベースの手法のみの審議を希望した。特に、ベネズエラとボリビアは市場ベース手法を議論することに異議を唱え、これを新しい文書草案に盛り込むことにも異議を唱えた。南アフリカ、ブラジル、中国、その他の途上国の一部などは、附属書I締約国が法的拘束力のあるQELROsを約束して初めてそのような議論に進むことができると述べた。大半の附属書I締約国ならびにペルーやチリなど一部の中南米諸国は、これを含めること、市場ベース手法の議論をすることを支持した。

HFCsに関しては、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の下でのHFCの規制を求めるよう締約国

に推奨するあるいは求めるとの文章をめくり意見が対立した。現在、HFCsは京都議定書により規制されているが、前回の会合で一部の締約国はモントリオール議定書でもHFCsを規制するよう提案した。EUとミクロネシア連邦は、これを含めること、この問題を議論することを支持したが、ブラジル、インド、中国は反対した。中国およびインドの見解では、モントリオール議定書は全く異なるプロセスであり、その締約国に指示を与えるのは適切ではない。また両国代表は、この問題はモントリオール議定書においてもすでに審議されており、ここで重複して議論する必要はない。近未来に効果のある行動を含め、自主的な緩和行動の実施を促進するとのオプションに関し、インドと中国を含めた締約国数カ国は、このオプションを含めることに異議を唱えた。ミクロネシア連邦は、HFCの規制など近未来の効果がある行動の一部に反対というだけの理由で、オプション全体を拒否しないよう締約国に推奨した。

**BAPサブパラグラフ 1(b)(vi) :** Richard Muyungiが進行役を務める、対応措置に関するサブグループは、文書 FCCC/AWGLCA/2009/14の附属書 III.Fについて議論した。締約国は対応措置に関する結論書草案について意見交換をし、貿易の問題やフォーラムが必要かどうかなど他の題目に関するオプションを削減した。締約国は、情報交換の適切な手法に関して合意できず、多数の途上国は常設フォーラムを希望したが、先進国は、制度構造に関する表現について懸念を表明した。また一部の先進国は、後発発展途上国の脆弱性の焦点を当てる表現を提案した。

**成果 :** AWG-LCAは、緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b)(i)-(vi)) に関するものも含めた 結論書草案 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.7/Rev.1) をCOP 15に提出し、その審議と採択に委ねた。また同AWGは題目別の決定書案をCOPに提出した、これらの題目は下記の通り :

- BAP サブパラグラフ 1 (b)(i)、先進国締約国による国内適切緩和約束または行動 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Rev.1)
- BAPサブパラグラフ 1 (b)(ii)、途上国締約国によるNAMAsを含めた緩和 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Rev.1)、ならびにNAMAメカニズム (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.5)
- BAPサブパラグラフ 1 (b)(iii)、REDDプラス (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.6)
- BAPサブパラグラフ 1 (b)(iv)、セクター別アプローチ (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.9)
- BAPサブパラグラフ 1 (b)(v)、対応措置の経済的社会的影響 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.7)
- BAPサブパラグラフ 1 (b)(vi)、市場を含めた多様な手法 (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.7)

文章には多くの括弧書きが残された。

**適応 :** 締約国は草案作成グループで議論した。適応枠組みまたはプログラム、目的と原則、行動の分類に関しては一定の進展がみられた。意見の違いが続いたのは、特に脆弱性、対応措置、損失および被害メカニズム、適応行動の評価および適応支援の問題であった。LDCsとAOSISは、適応に関する文章において、LDCs、SIDS、アフリカ諸国の特別な懸念への言及を提案した。ペルーとコロンビアを含めた途上国数カ国は、他の脆弱性を強調した。サウジアラビアは、対応措置の影響に対する適応を取り上げるよう提案したが、他の多数の諸国はこれに反対した。

AOSISは、損失と被害に対応するメカニズムの開発を支持した。AOSISは、他の途上国数カ国とともに、適応行動について報告し評価するアレンジに反対した。

**On support for** 適応への支援に関し、締約国は、資金のセクションとの重複を避ける観点から、特定の問題を

どう取り扱うか議論した、特に次の問題が議論された；資金の規模と資金源、制度アレンジ、支援の提供、特定の方法。

**成果：**AWG-LCAは結論書を採択し、その中でAWG-LCAの成果に関する決定書草案（FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Rev.1）ならびに題目別の決定書草案数件をCOP15に提出し、その審議と採択に委ねると決定する。さらに別な題目別決定書（FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.1）において適応を議論する。

**資金：**この項目は、Farrukh Khan（パキスタン）とJukka Uosukainen（フィンランド）が共同進行役を務める非公式協議および草案作成グループで検討された。締約国は、資金メカニズムの制度アレンジの議論に大半の時間を費やしたが、資金源をどう生み出すか資金の供与についても議論した。

制度アレンジに関し、条約の資金メカニズムを「運用開始（operationalize）」するのかそれとも「強化（strengthen）」するのかの議論に焦点が当てられた。条約4条（約束）に記載された約束のリスト、題目別分野間で資金を配分する統治組織に関する表現などで困難が表明された。可能性ある運用組織構造の審議では、締約国数カ国が、事務管理の構造としてCOP、ハイレベル組織または執行組織、資金、資金供与窓口となる可能性を考えた場合、負担が大きすぎ、官僚主義的なもの明らかであるとして懸念を表明した。他の諸国は、ハイレベル理事会の機能を決定することの重要性を強調し、資金約束をモニタリングする機能の必要性を強調した。続いてノンペーパーが作成され、特に次の括弧書きの要素が記載された：資金メカニズムの運用開始の約束、多様な機能を持つ組織の概念、組織の推進機能と検証機能、ガバナンス、基金（単数または複数）の設置。COPを補佐するハイレベル資金委員会の可能性、気候基金または気候ファシリティについては総じて支持が集まった。資金メカニズムの管理者の議論では、先進国は全般に世界銀行が管理者として行動することを希望したが、途上国の多くは現在の資金メカニズムで経験した問題を克服するため新しいアレンジにすることを希望した。理事会の構成と指名、それぞれの機能に関しても異なる意見が表明された。

**成果：**AWG-LCAは資金ならびに投資の供与に関する決定書（FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.2/Rev.1）をCOP15に提出し、その審議と採択に委ねた。

**技術：**この項目は非公式協議で議論された。主な問題は、技術執行委員会と気候施行センターを有する技術メカニズムの設置であり、これについて締約国は合意できた。締約国は、技術メカニズムを緩和および適応の技術関連活動と準備作業、ならびに緩和および適応行動の実施を行う組織と想定した。こゝら技術関連の機能ならびに支援を受ける資格を有する活動が議論の中心となった。途上国は、技術メカニズムとCOPの下での資金アレンジとの明確なつながりを求め、提案に対する資金を確保するため支援を受ける適格活動のリスト作成を求めた。先進国は、資金問題の検討は技術グループの権限範囲ではないと主張した。締約国は技術に関する文書で一定の進展を得たが、委員会とセンター間の報告関係や、委員会と資金アレンジとのリンク、知的財産権の問題では合意できなかった。

**成果：**AWG-LCAは、技術開発と技術移転に関する行動強化の決定書（FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.3）をCOP15に提出し、その審議と採択に委ねた。

**キャパシティビルディング：**キャパシティビルディングに関するサブグループでは文書FCCC/AWGLCA/2009/14の附属書VIが議論のベースとなった。会合での議論に基づき、キャパシティビルディングに関するCOP決定書草案改定版が数件作成された。

議論で特に焦点が当てられた問題は、キャパシティビルディングの強化とこれに必要な制度アレンジであつ

た。締約国はいくつかの問題で合意することができなかった。このため大半の文書改定版には、多様な問題に関するいくつかのオプションが盛り込まれ、締約国は、特定のオプションを選択するよりも、明確なオプションを提起するため文章の整理に焦点を当てた。締約国が合意に至らなかった問題には次のものが含まれる：資金援助を必要とするキャパシティビルディング活動、一部の締約国は資金に関するAWG-LCAコンタクトグループにおいてのみ資金関連の議論をすることを希望した；キャパシティビルディング活動への支援を算定する実績指標の問題、大半の途上国はこの問題への言及を支持したが、大半の先進国は反対した；キャパシティビルディングのための制度アレンジ、途上国数カ国はキャパシティビルディングに関する技術パネルの設置を提案したが、一部の先進国は反対した。

成果：AWG-LCAは結論書を採択し、その中で、キャパシティビルディングに関する題目別決定書草案で構成される文書FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Add.4 をCOP 15での審議と採択に委ねると決定する。

閉会プレナリー：AWG-LCA閉会プレナリー 会議は12月16日水曜日午前4時45分に開催された。議長のZammit Cutajarは、AWG-LCAでの作業は一つの「パッケージ」と想定され、「基幹のCOP決定書」および一連の題目別決定書（FCCC/AWGLCA/2009/L.7 and Add.1-9）として提出されると説明した。同議長は、これが成果文書の法的形式に予断を与えるものではないと強調し、「全ての点で合意しない限り何の合意もない」と強調した。同議長は、COPに文書を送ることが目的だと強調した。

議長のZammit Cutajarは、「基幹決定書」（FCCC/AWGLCA/2009/L.7）をパッケージ中の「余り熟していない要素」の一部と評した。同議長は、市場経済移行国の特殊事情に関する序文パラグラフをこの日のうちに付け加えたと説明した。同議長は、「基幹COP決定書」で付箋が付けられた部分について、非公式の閣僚協議からは何のインプットも得られなかったとし、このため以前の通りのパラグラフを再度挿入したと述べた。議長のZammit Cutajarは、意見対立があった部分を表示するため、文書に括弧書きをつけようとしたが、意見の違いを表示するだけでは「十分ではない」とし、このため数時間前にこの問題に関する協議が行われたと述べた。同議長はその後、米国に対し、米国の見解をよりよく反映させる方法について意見を述べるよう求めた。

先進国での緩和に関し、米国は、排出削減の集約範囲に言及する数値部分を括弧書きにするよう要請し、この括弧書きオプションには「x」を挿入し、脚注の中で「xは締約国の削減量の合計」と説明するよう要請した。米国は、京都議定書とは「全く異なる」、ボトムアップで、国内的に実施される行動に基づく構造とする必要性を強調した。途上国での緩和に関し、米国はセクション全体を括弧書きとし、「オプション1」との表現を挿入するよう提案した。同代表は、「締約国が提案する代案」で構成される「オプション2」の挿入を求め、これにより「この問題に関する異なる考えを明確に」し、「根本的な改定」の必要性が明らかになると強調した。

アルジェリアは、パッケージに含まれた全ての決定を一つずつ議論するよう要請した。続いて、多数の締約国が文章に対する懸念を表明し、詳細な変更案を提案し、最初に文書 FCCC/AWGLCA/2009/L.7に焦点を当てた。スーダンはG77/中国の立場で発言し、資金に関するセクションの文章を括弧書きにするよう提案し、特に短期の資金供与に関する先進国の約束の部分を括弧書きにするよう提案した。バングラデシュはLDCsの立場で発言し、タンザニアおよびAOSISの立場でクック諸島とともに、適応に関する文書の中で、LDCs、SIDS、アフリカ諸国の特別な懸念に言及するよう提案した。ノルウェーとメキシコは、資金アレンジに関する自国の提案をもっと反映させるべきだと述べた。ボリビアは特に共有ビジョンと先住民に関する自国の文章案を指摘した。日本は、特に緩和と法的成果に関する「強い懸念」を指摘した。EUは、法的拘束力のある成果と緩和に関するも

のも含めCOP議長に自分たちの懸念を伝える必要があると強調した。

議長のZammit Cutajarは、COPでの議論を続ける機会があると強調し、文書の送致で合意するよう要請した。締約国は文書の変更に関する詳細な提案を提供し続けたが、その後、同議長は、あまりにも多くの変更が提案されており、COPプレナリーに間に合うように文章を作り直すことは不可能だと指摘した。ブラジルは、COPに文書を送る必要性を強調し、コスタリカは、「別なレベル」で交渉を開始する意思を表明した。

午前6時30分、議長のZammit Cutajarは、パッケージ全体を「未完成のもの」として採択するよう提案し、締約国もこれに合意した。締約国は会合報告書（FCCC/AWGLA/2009/L.6）を採択した。多数の締約国が、議長の努力に感謝の意を表した。議長のZammit Cutajarは午前6時50分、この会合を閉会した。

#### AWG-KP 10

AWG-KPの開会プレナリーは12月7日月曜日に行われた。議長のJohn Ashe（アンティグア・バーブーダ）は、議定書の改定案を作成し、2013年以降の期間における附属書I締約国の数量約束を定義することがAWG-KPのマンデートであると説明した。同議長は、この課題から逸脱しないよう締約国に求めた。また同議長は、交渉を助ける文書が作成されたと指摘した。（FCCC/KP/AWG/2009/10/Rev.3, Add.1/Rev.2, Add.2, Add.3/Rev.3, and Add.4/Rev.2; and FCCC/KP/AWG/2009/12/Rev.2）続いて、締約国は議題書および作業構成書を採択した。（FCCC/KP/AWG/2009/15 and 16）

スウェーデンはG77/中国の立場で発言し、附属書I締約国がコペンハーゲンでの一つの成果文書を「主張」していることに懸念を表明し、第2約束期間においてさらに野心的な目標を立てることで議定書の成功を生かすとともに、附属書I締約国の政策措置が途上国に与える潜在的な影響に対応する方法を開発するよう求めた。

スウェーデンはEUの立場で発言し、コペンハーゲンでは具体的な成果をあげるべきであり、京都議定書の基本的な構成要素は全て含めるべきだと述べた。同代表は、気候変動の科学によると地球温暖化を2°C未満で抑えるには、2020年より遅くない時期に排出量のピークを迎え、2050年までに排出量を半減する必要があると強調し、京都議定書だけではこれを達成できないと述べた。同代表は、コペンハーゲンにおいて、世界的で野心的、包括的な合意をするよう求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、市場とLULUCFに関する規則の必要性を指摘し、一つの新しい法的拘束力のある合意の下で全ての締約国が広範かつ効果的に参加するよう求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、SIDSのように脆弱な諸国に壊滅的な影響が起きるのを回避し、不可逆的な影響を受けるリスクを最小限で抑えるには、排出量を2015年までにピークにしなければならないと強調した。同代表は、2020年までに45%の排出削減をし2050年までに95%削減するのは経済的技術的に実行可能であると強調した。同代表は、現在の附属書Iの約束は2020年までに1990年比で13-19%の削減であり、不適切だと述べた。

レソトはLDCsの立場で発言し、議定書はUNFCCCプロセスにとり極めて重要だと強調し、附属書I締約国が野心的な排出削減を規定することがすでに明らかとなっている気候変動の影響を削減する唯一の方法だと指摘した。同代表は、気温上昇を1.5°Cまでで抑え、温室効果ガスの濃度を350 ppm未満で抑えるとの目標を求めた。同代表は、議定書を終わらせることは受け入れられないとし、2つの交渉トラックの違いを保持するよう求めた。

スイスは環境十全性グループの立場で発言し、法的拘束力のある数量目標や柔軟性メカニズム、透明性のあるモニタリングシステムなど議定書の主要要素の継続を求めた。

附属書 I の更なる約束：AWG-KP議長のAsheは、この議題項目は4つの主要な構成部分に分けられると述べた、

すなわち、附属書I締約国の集約的および個別の排出削減約束、AWG-KP 6の報告書（FCCC/AWG/2008/8）のパラグラフ49（c）に規定するその他の問題、潜在的な影響、法的問題である。同議長は、バルセロナでのAWG-KP 9での合意に基づき、このグループに割り当てられた時間の60%を附属書 Iの排出削減量の議論に充てると述べた。

続いて、締約国は、次の4つの項目に関するコンタクトグループの設置で合意した：

- 附属書 I 排出削減に関するコンタクトグループ、共同議長はLeon Charles（グレナダ）とGertraud Wollansky（オーストリア）；
- その他の問題に関するコンタクトグループ、議長はAWG-KP副議長のHarald Dovland（ノルウェー）；
- 潜在的な影響に関するコンタクトグループ、共同議長はMama Konaté（マリ）とAndrew Ure（オーストラリア）；
- 法的問題に関するコンタクトグループ、共同議長はMaría Andrea Albán Durán（コロンビア）とGerhard Loibl（オーストリア）、ただし他のコンタクトグループが要請があった場合にのみ会合する

附属書I排出削減量：コンタクトグループ会合および非公式協議で議論された主要な問題は次のとおり：約束期間の長さや数、京都議定書附属書B改定オプション、基本年かそれとも参照年度か、約束における柔軟性メカニズムおよびLULUCFの利用、集約的ならびに個別の附属書I排出削減量の合理的な野心レベル、約束からQELROsへの転換点、余剰AAUs。

約束 (pledges) に関し、中国、アルジェリア、ボリビア、ベネズエラ、AOSISは、附属書I締約国や野心的な約束をする必要があると強調した。ロシア連邦は、最近自国が発表した2020年までに1990年比 20-25%排出量を削減するとの約束に焦点を当てた。日本とロシア連邦を含めた数ヶ国は、約束が、包括的な世界規模法的枠組みを条件としていると指摘した。ガンビアは、アルジェリア、スーダン、ザンビアと共に、京都議定書の継続を支持した。集約的野心レベルについては合意に達しなかった。

基本年に関しては、非公式協議において、複数以上の拘束力のある基本年ではなく、単一の法的拘束力のある基本年をすることで意見がまとまった。しかし、単一の基本年が必ずしも全ての締約国で同一なわけではなく、議定書の改定に参照年度を含めることを支持するものもあり、1990年をその一つとすることでは意見の一致が見られた。文書には、複数以上の基本年と参照年度が残された。

余剰AAUsの議論に関し、EUは、このAAU余剰問題を審議せず、現在の規則を用いるか、LULUCFに関する制約のないグロスネット算定規則を用いるなら、1990年のベースラインより排出量が増加する結果となると指摘した。ブラジルは、AAUの繰越問題を野心レベルの議論とは別に解決するよう要請した。締約国は、余剰AAUsの取り扱い方法に焦点を当てた、この中には次のものが含まれた：第2約束期間ではこれらのAAUを用いないよう締約国に要請する；繰越分にキャップをかける；ディスカウントをする；またはQELROsの算定の基点として実際の排出量を用いる。EU、オーストラリア、ブラジルは、実際の排出量を基点とすることに懸念を表明した。

約束期間に関し、締約国は、5年の約束期間とするか8年の約束期間とするか、それぞれの是非について意見交換を行った。検討項目には次のものが含まれた：立法および批准プロセスに関係した国内の制約条件；8年サイクルでの中間レビューの可能性など（最新の）科学に対応する能力。合意には達せず、文書には両方のオプションが残された。

成果：AWG-KPは、COP/MOPに対する報告書（FCCC/KP/AWG/2009/L.15）を採択した、この報告書には、議定書3.9条に則った議定書の改定に関する決定書草案が含まれる。この決定書には、次のものが盛り込まれた：京都議定書附属書 Bの表に代わる新しい表のオプション、集約的排出削減量と個別の排出削減量、AAUs、約束期間の長さや数。この文書は12月14日火曜日、COP/MOPでの審議にかけるため、AWG-KP 閉会プレナリーからCOP/MOPに提出された。

柔軟性メカニズム：AWG-KP副議長のDovlandは、柔軟性メカニズムに関するCOP/MOP決定書案（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.3の附属書 I）の文章を整理することがこのコンタクトグループの目的であると指摘した。コンタクトグループでの議論の中心となったのがこの文書であり、さらに各締約国の提案やコメントを盛りこみ、数回にわたり改定されたこの文書の改訂版であった。

このグループの第1回会合では、意見が一致する見通しが見えない議論を続けるか、それともそのような問題はCOP/MOPに送り、さらなる行動をとらないと決定するか、それともSBSTAに対し、関連する行動のための手順や方法を作成するよう要請するかが議論の中心となった。その後、締約国は、文書自体の審議を行い、COP/MOPでの更なる審議に任せられる問題を洗い出した、この中にはCDMでのCCSの問題、CDMでの原子力活動の問題、そして標準化ベースラインの問題が含まれた。続いて、締約国は、文書中の他の項目に関する多様なオプションから括弧書きを外し整理することに焦点を当てた。

NAMAsベースのクレジット発行に関し、サウジアラビア、セネガル、エジプト、ボリビア、その他いくつかの途上国は、この問題に関する文章の削除を提案した。韓国、そしてEUの立場でスウェーデンは、この文章の保持を希望した。この問題に関し何の決定も行わないというオプションおよびNAMAクレジットメカニズムを設置するとのオプションを盛り込んだセクションは、文書中に保持された。

収益の一部（Share of Proceeds）徴収制度のJIへの拡大に関し、ロシア連邦とウクライナは、この問題に関し何の決定も行わないよう求めるオプションを支持した。ニュージーランドは、収益の一部（Share of Proceeds）の拡大には単なるCOP/MOP決定書ではなく議定書の改定が必要だと指摘した。サウジアラビアは、緩和に関する援助を必要とする締約国を特定する文章の中に、対応措置の影響に特に脆弱な途上国への言及も入れるよう提案した。行動をとらないというオプション、そして収益の一部（Share of Proceeds）徴収制度をJIにも拡大するというオプションの両方が文書に残された。

柔軟性メカニズムの補足性の問題に関し、ペルーは、文書の中にこの問題を入れ、柔軟性メカニズムによる締約国の割当量に加算するまたは減算する量を制限することを提案した。ブラジルは、柔軟性メカニズムの利用に30%のキャップをつけるとの規定を提案し、ペルーはこれを支持したが、日本とサウジアラビアは反対した。EUは、ノルウェーの支持を受け、この問題に関し何ら決定を行うべきでないとするオプションを提案した。グレナダはAOSISの立場で発言し、先進国は主に国内努力によりQELROsを達成すべきと認識する序文の挿入を提案した。オーストラリアは、この序文を文書の本文に移し、現状維持のオプションを挿入するよう提案し、カナダもこれを支持した。AOSIS、ジャマイカ、ペルー、ブラジルは、文書の序文保持を支持したが、ノルウェーとサウジアラビアは反対した。ニュージーランドは、序文には別な表現を挿入するよう提案し、決定書2/CMP.1（柔軟性メカニズムの原則、特性、範囲）に記載する補足性の定義を想起した。

排出量取引に関し、ニュージーランドは、排出量取引の途上国への拡大に対する関心を指摘し、このことを文書に記載するよう提案した。このセクションでは次の2つのオプションが保持された：この問題について何の

決定も行わないというオプション、そして全ての市場ベースメカニズムで発生する削減単位の取引に全ての締約国が参加できるようにするオプションである。

新しい市場ベースメカニズムに関し、EUは、新しい市場ベースメカニズム設置のパラグラフを提案したが、アルゼンチンとベネズエラは反対し、ニュージーランドその他はこれを支持した。ベネズエラは、新しい市場ベースメカニズムの設置に反対し、これには議定書の改定が必要であるという脚注の挿入を提案し、この問題はAWG-LCAでも議論されていると指摘した。表には2つのオプションが残された。

地域配分の改善に関し、サウジアラビアは、SIDSの登録料ならびに収益の一部 (Share of Proceeds) の支払い免除の規定を提案し、LDCs、SIDS、アフリカ諸国がホスト国である割当分を、登録プロジェクト数が10件に満たない全ての途上国に拡大すべきだと提案した。グレナダは、SIDSの料金支払い免除を規定するパラグラフを削除し、登録プロジェクト数が10件に満たない締約国での支払い延期を認めるオプションは保持することを希望し、プロジェクト数が10件未満である全ての国を免除するなら、CDM理事会の機能にマイナスの影響があると指摘し、ペルーとEUもこれを支持したが、ウガンダは反対した。日本とカナダは、CERsが最初に発行されるまで、支払いを延期すると特定する必要があると指摘した。締約国は、結局、プロジェクト数10件未満の締約国については料金の支払いを延期するとの表現で合意した。割当量確立のパラグラフに関し、カナダは、CERsの特定割合を、CDMプロジェクトが10件未満の国に当てるとする規定に反対し、日本もこれを支持した、さらに日本は、これら諸国に由来するCERsの利用を「決定する (deciding)」ではなく「推奨する (encouraging)」と言う表現を希望した。エチオピアは、この表現自体が妥協の産物であると指摘し、現状の表現保持を希望し、マリもこれを支持した。エチオピアは、この割当は、第1約束期間におけるプロジェクト数が10件未満の諸国に適用すべきだと提案したが、多数の国が反対した、ウガンダはこれを支持した。このパラグラフに関し、合意に達しなかったことから、括弧書きが残された。

成果：柔軟性メカニズムに関する決定はCOP/MOPに対するAWG-KP報告書 (FCCC/KP/AWG/2009/L.15) に記載される。締約国は、議論した問題の大半で合意に達しなかったが、約束期間保留の問題では一つのオプションで合意し、地域配分改善問題では、一つのオプションしか提起されず、このパラグラフの大半について、締約国は合意できた。

LULUCF：この問題は、12月7日のAWG-KPプレナリーで初めて提起され、Bryan Smith (ニュージーランド) と Marcelo Rocha (ブラジル) が共同進行役を務める、その他の問題コンタクトグループのスピンオフグループでの審議に委ねられた。最初の非公式協議では、自然による攪乱と伐採材木製品の定義に関するオプションの数を削減した。また締約国は、森林管理に関するオプションも削減しようとし、キャップやディスカウント要素の果たせる潜在的な役割について議論した。12月14日月曜日、LULUCFに関するサブグループはコンタクトグループ内での会合を開催し、AWG-KP議長の文書案に関する意見交換を行った。ブラジルは、他の多くの諸国とともに、この文書を議論の土台とすることを支持した。

パプアニューギニアは、土地ベースの算定方式に関するオプションが議長の文書草案から除かれていることに懸念を表明し、コスタリカ、マレーシア、タイもこれを支持した。中国および他の多くの諸国は、土地ベース手法には関心があるが、第2約束期間では関心がないと指摘した。カナダとオーストラリアは、土地ベース手法に関しSBSTA作業計画を設定する決定書に焦点を当てた。パプアニューギニアは、土地ベース手法がオプションとされるまでこの文書で進めることはできないと述べた。

**成果:** LULUCFの決定書は、COP/MOPに対するAWG-KP報告書（FCCC/KP/AWG/2009/L.15）に記載された。決定書草案は、SBSTAに対し、次の作業計画を開始するよう要請する：土地ベース手法での進展を図る；CDMの下でのLULUCF活動追加に関する手順を検討する；非持続性の役割を検討する；報告ガイドラインを改定する；補足性方法論を改定する。附属書には、参照レベルまたはキャップを用いた森林管理の算定方式、自然による攪乱、伐採木材製品の定義に関するオプション、ならびに土地ベース手法オプションが記載される。

方法論問題のバスケット：その他の問題に関する第1回のコンタクトグループ会合で、副議長のDovlandは、方法論問題のバスケット（これは新しい温室効果ガスの可能性、排出源からの排出量および吸収源による除去量の二酸化炭素換算を計算する共通の算定方式、2006年IPCC国内温室効果ガスインベントリプログラム・ガイドラインで構成される）の議論は、文書 FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.3の附属書IIIに基づき議論されると述べた。

新しい温室効果ガスの追加に関し、一部の締約国は、新しいガスまたはガス種の追加を主唱したが、別な諸国は、新しいガスを追加するための議定書の改定は、このグループのマンドートの範囲外だと強調した。進展状況把握のためのプレナリーで、副議長のDovlandは、2006年IPCC国内温室効果ガスインベントリプログラム・ガイドラインならびに共通の算定方式に関する文章の明確化では合意したと指摘したが、新しい温室効果ガスの追加では合意がなかったと説明した。副議長のDovlandは、議長の文書草案について説明し、6つの「意見対立のない事実に基づく」序文パラグラフを追加したと述べた。ブラジルは、温室効果ガスを変更しないことを希望し、報告されるが、算定されない新しいガスの追加は、「抜け道」を生む可能性があるとして述べたが、オーストラリア、ミクロネシア連邦、スイスはこれに反対した。副議長のDovlandは、議定書附属書Aの改定に関する文章には付箋をつけると述べ、ミクロネシア連邦は、附属書Aの改定を必要としない表現を検討するよう提案した。日本は、環境の十全性に焦点を当てたが、技術的な詳細についてはさらなる明確化が必要だと述べた。ペルーは、これはSBSTAでの問題だと述べた。

**成果：**方法論問題のバスケットに関する決定書は、COP/MOPに対するAWG-KP報告書（FCCC/KP/AWG/2009/L.15）に記載された。温室効果ガスに関する決定書草案では、新しいガスの追加に関するオプションが示された。共通の算定方式に関し、決定書草案では、多様なガスの地球温暖化係数を算定する方法論に関しオプションを示す。2006年IPCCガイドラインに関する決定書草案では、排出源からの排出量および九州現による除去量を推定する方法論の参考としてこれを利用すると決定する。セクター／排出源の分類に関する決定書草案には新しい小分類の追加に関する括弧書きの文書が含まれた。

**潜在的な影響：**コンタクトグループでの議論の基となったのは文書（FCCC/KP/AWG/2009/12/Rev.2）であった。議論された主要な問題には次の項目が含まれる：成果文書の形式、理解の深化、政策措置の設計、潜在的な影響を議論する常設フォーラム設置の可能性、潜在的な影響で最も影響を受ける諸国の定義。

**決定書の形式**に関し、ニュージーランドは、決定書ではなく結論書の採択を希望し、EUもこれを支持したが、G-77/中国は反対した。潜在的な悪影響で最も深刻な影響を受ける諸国に関し、サウジアラビア、コロンビア、クウェート、ナイジェリア、その他は、条約4.8条、4.9条、4.10条に規定される諸国への言及を希望したが、EU、日本、AOSISは、最貧国および最も脆弱な途上国締約国への言及を希望した。

**運用開始**に関し、南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、議定書3.14条（対応の悪影響と影響）の実施の議論ならびに議定書2.3条（政策措置の悪影響）の遵守促進については遵守委員会の利用を希望した。この問題で

は意見の一致に至らなかったことから、文書には2つのオプションが残された、最初のオプションは、潜在的な影響のレビューに国別報告書とメカニズムを用いるもの、第2のオプションは、この問題を議論する常設フォーラムを設置するものである。

成果:潜在的な影響に関する決定書は、COP/MOPに対するAWG-KP報告書 (FCCC/KP/AWG/2009/L.15) に記載された。附属書には、次の項目に関するオプションが記載される: 潜在的な影響に関する報告のガイドライン; 潜在的な影響に関係する実施について疑問点がある場合の遵守委員会の利用; 潜在的な影響を報告する手段としてSBIの下での国別報告書の利用。

閉会プレナリー: AWG-KP閉会プレナリーは、12月16日深夜過ぎ、進捗状況把握プレナリーに続いて、短時間の会議を開催し、同じ日の夕方に行われたCOP/MOPに対するAWG-KPの報告書に関する交渉を再開した。締約国は、文書草案の更なる審議の進め方を検討するようCOP/MOPに推奨する、会合報告書 (FCCC/KP/AWG/2009/L.14 and 15) を採択した。南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、この文書はさらなる技術的な作業が有用であり、AWG-KPでの一部の基幹問題は、政治レベルでの協議を必要とすると強調した。AWG-KP議長のAsheは午前0時7分、プレナリーの閉会を宣言した。

#### SBSTA 31

12月8日火曜日、SBSTA議長のHelen Plume (ニュージーランド) はSBSTA 31を開会した。締約国は、議題書 (FCCC/SBSTA/2009/4) を採択し、提案されている作業構成書でも合意した。12月12日、SBSTAは、Mihir Kanti Majumder (バングラデシュ) を副議長に、Purushottam Ghimire (ネパール) を報告官に選出することで合意した。

気候変動の影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画: この議題項目 (FCCC/SBSTA/2009/5, 6, 7, INF.5, MISC.9/Rev.1, MISC.10, and FCCC/TP/2009/2) は、12月8日のSBSTAで初めて取り上げられた。生物多様性条約は、生物多様性専門家グループの成果について報告した。IPCCは、影響および気候の分析に関するデータ上およびシナリオ上の支援を議論するタスクグループの貢献を報告した。この問題は、Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) とDonald Lemmen (カナダ) が共同議長を務めるコンタクトグループでの審議に委ねられた。締約国は、ネットワークパートナーシップに伴う報告面での負担および影響、脆弱性、適応においてナイロビ作業計画 (NWP) が果たせる仲介者としての役割に焦点を当てた。締約国は、12月12日土曜日、SBSTA閉会プレナリーで結論書を採択した。

**SBSTA 結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.17) において、SBSTAは特に、

NWPでの進展と作業の進展。直接の参加と貢献を歓迎する、これには、多くの組織による実施行動約束を含める

事務局に対しNWPのアウトリーチの強化を続けるよう求める

NWPの仲介者的役割を再確認し、事務局に対し、教育、訓練、啓発活動、適応行動を実施する組織を含め、組織の参画を図るよう要請する;

REDD:この問題 (FCCC/SBSTA/2009/3 附属書 I) は、12月8日のSBSTAで最初に取り上げられ、その後は、Lilian Portillo (パラグアイ) とAudun Rosland (ノルウェー) が共同議長を務めるコンタクトグループでの議論に委ねられた。閉会プレナリーでは、一般的な意見交換に焦点が当てられ、多くの国が、締約国に対し、SBSTAでの技術的な議論と AWG-LCAでの政策関連議論とを混同しないよう求めた。多数の国が、先住民の参加を検討するよう提案した。タンザニアとマリは、REDD方法論において地域社会の利益を検討するよう求めた。パプ

アニューギニアは、森林減少率を削減し、既存の森林を保護するあるいは森林面積を増大する諸国の参加を認める制度の創設を指示した。環境十全性グループは、COP後もSBSTAで方法論の議論を継続することを目的とする決議を提案した。

参照レベルに関し、締約国は、国内そして／または国内地域での参照レベルを含めるかどうか、含める場合はどのように含めるかの議論に焦点を当てた。モニタリングシステムの設置に関し、多数の締約国が、第三者によるレビューの表現が必要だと述べた。一部の締約国は、資金援助を受けた活動のみをレビューの対象とすべきだと提案した。締約国は、REDDでの協調強化のためのキャパシティビルディングに関する文書を提案した。また締約国は、森林減少活動の特定、森林減少を推進する要素、IPCCのガイダンスおよび指針の利用について議論した。議論を通して、締約国は、国内および国内地域の参照レベルやMRVといった最も意見が対立している問題の多くは、政治的な特性と持ち、このため、これらの問題の詳細は、AWG-LCAの下で議論すべきだと強調した。

SBSTAは、12月12日、結論書を採択し、決定書をCOPに送ることで合意した。また締約国は、会議報告書の中で、「国情には、森林面積が大きいとか、森林減少率が低いといった固有の事情を持つ国も含める」と指摘することで合意した。

**SBSTA 結論書**：結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.19 and Add.1) において、SBSTAは、COP決定書案に関係した活動の推進方法について、FCCC/SBSTA/2009/L.19/Add.1 (REDDに関する行動推進方法) に記載された議長の口頭での報告に留意し、決定書草案をCOPに送ると決定する。

研究および組織的観測：この問題 (FCCC/SBSTA/2009/MISC.12) は、12月8日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。全球気候観測システム (GCOS) は、最新の実施計画について報告し、GCOSを完全に有効にするには、年間21億米ドルの追加コストがかかると指摘した。多数の途上国は、観測システムでは途上国のニーズにもっと焦点を当てることを支持し、ブルンジ、クウェート、サウジアラビアは、早期警戒システムの重要性を強調した。議長のPlumeは、事務局の助力を得、関心のある締約国と協議し、手続き上の結論書草案を作成した。SBSTAは、12月12日、結論書を採択した。

**SBSTA 結論書**：結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.16 and Add.1) において、SBSTAは、組織のステートメント、ならびにUNFCCCを支援するGCOSの気候に関する最新の実施計画の情報を歓迎する。SBSTAは、WMOとそのパートナー組織が気候サービスの地球規模枠組み設立を決定したことに感謝する結論書草案を、COPでの審議のため提出した。

条約の下での方法論問題：附属書 I 温室効果ガスインベントリのレビュー：SBSTA議長のPlumeは、附属書I 温室効果ガス インベントリの技術レビューに関する年次報告書 (FCCC/SBSTA/2009/INF.4) に留意したことを会合報告書に記載するよう提案し、締約国も同意した。

国際航空輸送および海上輸送の排出量：この問題は、12月8日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。締約国は、国際民間航空機関 (ICAO) および国際海事機関 (IMO) の報告を聞いた。中国その他は、これらの部門での行動は共通だが差異ある責任の原則にも沿うものであるべきだと強調した。パハマは、IMOとICAOを国際航空および海上輸送の排出量を規制する唯一の組織としておくことを支持した。議長のPlumeは、結論書草案を作成し、12月12日に採択された。

**SBSTA 結論書**：結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.15) において、SBSTAは、ICAOとIMOに対し、SBSTAの次回

会合で、関連作業について報告するよう求めた。

議定書の下での方法論問題：HCFC-22/HFC-23：この問題は12月8日のSBSTAプレナリーで初めて審議された。議長のPlumeは、この問題ではSBSTA 26以来、意見の一致がないと指摘した。Samuel Adejuwon（ナイジェリア）が進行役を勤める非公式協議が行われたが、締約国は結論に達しなかった。SBSTA 32でもこの問題の審議が続けられる。

CDMの下でのCCS：この問題は、当初SBSTAプレナリーで議論され、議長のPlumeは、この問題の進め方について合意に至らなかったと報告した。サウジアラビアとオーストラリアは、合意がなかったことへの失望感を表明した。ガーナは、緩和技術および活動としてのCCSプログラムを設置するようSBSTAに要請することを提案した。SBSTAは12月12日結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.20）において、SBSTAは、SBSTA 32でも附属書に記載される文書案に基づき、この問題の審議を続ける事で合意した。

共通の算定方式：決定書8/CMP.1に則り、CDMの下で、新しいハイドロクロロフルオロカーボン22（HCFC-22）施設にクレジットを発行する問題は、12月8日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。Mikhail Gytarsky（ロシア連邦）が非公式協議を開催し、結論書草案の作成を図った。締約国は、この問題については科学研究が進行中であると指摘し、この結果を将来どのように取り上げるべきか議論した。一部の締約国は、HCFC-22の生産を増大させる逆インセンティブへの懸念を表明したが、他のものは、モントリオール議定書でのHCFC-22の段階的廃止でその懸念に対応すると述べた。Gytarskyは、合意に至らなかったと報告した。この問題の協議はSBSTA 32でも続けられる。

技術移転：この問題は、（FCCC/SB/2009/4, Summary and INF.6）12月8日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。技術移転に関する専門家グループ（EGTT）は、2009年度報告書（FCCC/SB/2009/INF.6）を提出し、2009年での作業実施と実績指標に関する報告に焦点を当てた。その後この問題はCarlos Fuller（ベリーズ）とHolger Liptow（ドイツ）が共同議長を務めるSBI/SBSTAの合同コンタクトグループに委ねられた。SBSTAは、12月12日に結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.14）において、SBSTAは、特に2010-2011年のEGTTの継続作業計画を支持し、実績指標に関するEGTTの最終報告書を歓迎し、技術移転プロジェクトに資金を得るための用意に関する中南米カリブ海地域ワークショップを主催するとのベリーズ政府の申し出を指摘し、このワークショップは2010年にベリーズで開催されると指摘する。

議定書2.3条（政策措置の悪影響）関連の問題：SBSTAプレナリーは、12月8日、初めてこの問題を議論し、議長Plumeは、SBSTA 30では建設的な議論が行われたと指摘し、Kristin Tilley（オーストラリア）とEduardo Calvo Buendia（Peru）を共同議長とするSBI/SBSTA合同コンタクトグループにおいて、SBSTA 30報告書の附属書 III（FCCC/SBSTA/2009/3, 附属書 III）に基づき、議定書2.3条（政策措置の悪影響）と3.14条（対応措置の悪影響と影響）に関する議論を続けると指摘した。締約国は、FCCC/SBSTA/2009/L.10 and FCCC/SBI/2009/L.11全体を通して作業をする正式な議論を行うため会合し、附属書IIIでのオプションの取りまとめと文章のスリム化を図った。SBSTA閉会プレナリーは、12月12日、結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.18）において、SBSTAは、この問題について第32回会合においても、結論書の附属書に記載する文章案に基づき、SBI/SBSTA合同コンタクトグループでの議論を続けること

で合意する。

閉会プレナリー：SBSTA 閉会プレナリーは、12月12日に行われた。SBSTAは会合報告書（FCCC/SBSTA/2009/L.13）を採択した。SBSTA議長のPlumeは午後5時19分、SBSTA 31を閉会した。

### SBI 31

SBI 31は、12月8日火曜日に開会した。SBI議長のLiana Bratasida（インドネシア）は、非附属書I国別報告書に記載される情報に関する小項目の保留を提案した。締約国は、これに合意し、議題書と作業構成書（FCCC/SBI/2009/9）を採択した。SBIは、Samuel Ortiz Basualdo（アルゼンチン）を副議長に、Kadio Ahossane（コートジボアール）を報告官に選出した。

議定書3.14条（対応措置の悪影響と影響）：SBIプレナリーは12月8日にこの問題の第1回の審議を行い、議長のBratasidaは、SBI 30での建設的な議論を指摘し、SBI 30の報告書附属書IV（FCCC/SBI/2009/8, 附属書 IV）に基づき、議定書2.3条（政策措置の悪影響）と3.14条（対応措置の悪影響と影響）について、Kristin Tilley（オーストラリア）とEduardo Calvo Buendia（ペルー）を共同議長とするSBI/SBSTA合同コンタクトグループで議論を続けると述べた。締約国は、公式の議論のため会合し、文書FCCC/SBSTA/2009/L.10 and FCCC/SBI/2009/L.11全体を通して作業し、附属書IVのオプションのとりまとめと文章のスリム化を図った。SBIは、12月12日、閉会プレナリーで結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書（FCCC/SBI/2009/L.25）において、SBIは、結論書に付属する文書草案に基づき、SBSTA 32のSBI/SBSTA合同コンタクトグループで議論を続けることで合意した。

附属書I国別報告書と温室効果ガスインベントリ・データ：この議題項目には、1990-2007年の各国温室効果ガス（GHG）インベントリデータ、第4回国別報告書のレビューと第5回国別報告書のレビューの準備という小項目が含まれる。2つの小項目は、12月8日のSBIで最初に審議され（FCCC/SBI/2009/12 and INF.9, respectively）、その後 Anke Herold（ドイツ）とQuamrul Islam Chowdhury（バングラデシュ）が共同議長を務める条約および議定書の下での附属書I締約国の報告作成に関する合同コンタクトグループと非公式会議で議論された。

1990-2007年の各国GHGインベントリ・データに関し、G-77/中国は、附属書I締約国でのGHG排出量が増大傾向にあることへの懸念を表明し、この懸念をSBI結論書に記載するよう提案した。EUは、EU加盟国が相当規模の削減を行っている」と指摘し、SBI結論書において、この報告に留意することを提案した

国別報告書に関する議論は、第6回国別報告書の提出期限が中心であった。共同議長のHeroldは、決定書10/CP.13によると、附属書I締約国は2010年1月1日に第5回国別報告書を提出することが期待され、「第6回国別報告書はその4年後の同じ日までに提出するとみなされる」とあり、これは2014年1月1日を意味すると想起した。米国、EU、オーストラリア、ロシア連邦は、AWG-LCA議論の成果を待ち、第6回国別報告書をより後の年度の同じ日付に決定するよう提案した。G-77/中国は、この会合で日付を決定するよう提案した。SBI閉会プレナリーは、12月12日、附属書I国別報告書に関する結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書（FCCC/SBI/2009/L.26）において、SBIは次のことを行う：

決定書10/CP.13を想起し、

附属書I締約国の第6回国別報告書の提出期限に関する検討を開始したが、この会合では合意に至らなかったと指摘し、

提出期限をSBI 32で設定することで合意するが、その日付は附属書I締約国の第5回国別報告書の提出期限から4

年以上遅くならないものとする

SBI 32において提出期限を決定する決定書草案をCOP 16での採択のため提出することで合意し、SBI 32において、この議題項目の下でその他の問題の審議を続けることで合意する。

キャパシティビルディング（条約）：この議題項目（FCCC/SBI/2009/4-5 and MISCs.1-2）は、12月8日のSBIプレナリーで初めて議論され、議長のBratasidaは、この議題項目の審議をSBI 32まで延期することで合意したと報告した。SBI結論書は、12月12日に採択され、COP決定書案は12月18日に採択された。

**SBI結論書**：結論書（FCCC/SBI/2009/L.19）において、SBIは、COP 15での採択のための決定書草案を提案すると決定する。（COP決定書の詳細については本報告書の7頁を参照）

キャパシティビルディング（議定書）：この議題項目（FCCC/SBI/2009/4-5 and 10, and MISCs.1-2 and 8）は、12月8日のSBIプレナリーで最初に審議され、議長Bratasidaこの議題項目の審議をSBI 32まで延期することで合意したと報告した。SBI結論書は、12月12日に採択され、COP/MOP 決定書案は12月18日に採択された。

**SBI結論書**：結論書（FCCC/SBI/2009/L.20）において、SBIは、COP/MOP 5での採択のための決定書草案を提案すると決定する。（COP/MOP決定書の詳細については本報告書の15頁を参照）

議定書の下での附属書I締約国からの報告と情報のレビュー：この問題（FCCC/SBI/2009/INF.8）は、12月8日にSBIで最初に審議され、その後、条約および議定書の下での附属書I報告に関する合同コンタクトグループおよび非公式会議で議論された。SBI閉会プレナリーは12月12日結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書（FCCC/SBI/2009/L.23）において、SBIは、情報の提出とレビューの状況に関する報告書に留意する。

議定書附属書B締約国の年次取りまとめ算定報告書：この問題（FCCC/KP/CMP/2009/15 and Add.1）は、12月8日のSBIで最初に審議され、その後、条約および議定書の下での附属書I報告に関する合同コンタクトグループおよび非公式会議で議論された。SBI閉会プレナリーは12月12日結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書（FCCC/SBI/2009/L.）において、SBIは、SBI 32でこの議題項目の問題の検討を続けると合意する。

事務管理上、資金上、制度上の問題：2008-2009年の2年度予算実績：この議題項目2008-2009年の2年度の予算実績に関するもの（FCCC/SBI/2009/11, INF.10 and Corr.1）であり、事務局の機能と運用のレビューを継続する。この項目は、12月8日のSBIプレナリーで最初に取り上げられ、UNFCCC事務局長のde Boerは、2008-2009年の予算実績について報告した。SBIは、12月12日、結論書とCOP決定書案、COP/MOP決定書案を採択した。

**SBI結論書**：結論書（FCCC/SBI/2009/L.21）において、SBIは、COP 15による採択ならびにCOP/MOP 5による採択のため、歳入と予算実績に関する情報、そして資金供与の状況に留意し、事務局の機能と運用、事務管理上、資金上、制度上の問題の継続レビューに関する情報にも留意する。（COP決定書およびCOP/MOP決定書の詳細については本報告書の7頁と15頁参照）

事務局の機能と運用の継続レビュー：SBIは結論書（FCCC/SBI/2009/L.21 and Adds.1 and 2）を採択した。

特権と免責：この問題（FCCC/SBI/2009/8）は、12月8日のSBIプレナリーで最初に議論された。事務局は、協定アレンジ草案をCOP/MOP 5に送るよう求められると説明した。Dessima Williams（グレナダ）が非公式協議開催者に任命された。SBIは、12月12日結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書（FCCC/SBI/2009/L.22）において、SBIは、文書草案をCOP/MOP 6での審議に委ねるため

送るとの観点から、この問題の審議をSBI 32でも続けると決定する。

条約4.8条と4.9条（悪影響）：決定書1/CP.10（ブエノスアイレス作業計画）の実施における進展状況：この問題（FCCC/SBI/2009/MISC.11/Rev.1）は、12月8日のSBIプレナリーで初めて議論され、続いてThinley Namgyel（ブータン）が議長を務めるコンタクトグループと非公式協議で議論された。12月12日のSBI閉会プレナリーで結論書が採択された。

SBI議長のBratasidaが提案した、新しい決定書草案の文章を基に議論を進めるかどうか、交渉の焦点となった。多数の途上国は、この文章の中には自分達の見解が適切に取り入れられていないと述べたが、先進国は、この文書草案を議論のベースに使えると感じた。議長の決定書草案文書は、一部の締約国には受け入れられなまとなり、SBI議長に対し新しい決定書草案を作成するよう要請する結論書草案での議論が続いた。

**SBI結論書**：結論書（FCCC/SBI/2009/L.28）において、SBIは次のことを行う：

条約4.8条（悪影響）に関し発行された文書、および決定書5/CP.7（条約の4.8条および4.9条の実施）と決定書1/CP.10（ブエノスアイレス作業計画）に留意し、

締約国に対し、2010年3月22日までにこの問題に関する更なる行動についての意見提出が求められていると想起し、

議長に対し、決定書草案文書の作成を続けるよう要請し、

SBI 32においてもこの問題の議論を続けることで合意する。

LDCsに関する問題：SBIプレナリーは、12月8日に初めてこの問題を議論した。LDC専門家グループ（LEG）はその作業について報告した。（FCCC/SBI/2009/13）その後、この問題は、Rence Sore（ソロモン諸島）が進行役を務める非公式協議で議論された。SBIは、12月12日、結論書を採択した。

**SBI結論書**結論書（FCCC/SBI/2009/L.27）において、SBIは特に次のことを行う：

- LDC作業計画実施で得られた経験のレビューに関する委託条件の草案を支持し、
- 事務局に対し、LEGが第18回会合で提起した提出文書およびインプットを考慮し、LEGの将来のマンデートに関する可能性ある要素について、SBI 33での審議にかけるべき統合報告書を作成するよう要請し、

国家適応行動計画（NAPA）の実施に関する訓練ワークショップならびに NAPAs で明らかとなった優先性のある行動の時機を得た実施を含め、LEG 作業計画の実施に必要な資金ならびに他の資源を提供できる締約国には、提供し続けるよう求める、これには、後進途上国基金に対する資金供与を通すものも含める。

技術移転：この問題（FCCC/SB/2009/4 and Summary, INF.6, and FCCC/SBI/2009/14）は、12月8日のSBIプレナリーで初めて議論された。EGTTは、2009年の報告書（FCCC/SB/2009/INF.6）を提出し、同時に実績指標に関する報告書（FCCC/SB/2009/4 and Summary）も提出した。GEFは、技術移転に関するポズナニ戦略プログラム（FCCC/SBI/2009/14）実施での進展状況を報告した。その後この問題は、Carlos Fuller（ベリーズ）とHolger Liptow（ドイツ）が共同議長を務めるSBI/SBSTA合同コンタクトグループに委ねられた。米国は、技術移転に関する民間部門の参画を増やすよう促した。インドはG-77/中国の立場で発言し、技術に関してはコペンハーゲンから実質的な成果が生まれる可能性があると指摘し、そのような成果を検討するため、EGTTの作業計画を調整するよう提案した。同代表は、技術移転に関するポズナニ戦略計画の実施に関するGEFの報告書について更なる検討を行うよう求め、特に実施の効果について検討するよう求めた。SBIは12月12日、結論書を採択した。

**SBI結論書:**結論書 (FCCC/SBI/2009/L.18) において、SBIは特に、2010-2011年のEGTT継続作業計画を支持し、実績指標に関するEGTTの最終報告書を歓迎し、GEFに対し、技術移転に関するポズナニ戦略計画実施での進展状況に関し、この計画の長期的な側面を含めて報告するよう求める。

**資金メカニズム:**この項目は12月8日のSBIプレナリーで初めて取り上げられた。この項目には、資金メカニズムの第4回レビュー (FCCC/SBI/2009/MISC.10)、GEF報告書 (FCCC/CP/2009/9)、特別気候変動基金が含まれる。Zaheer Fakir (南アフリカ) と Cecilia Lei (カナダ) がこの問題に関するコンタクトグループの共同議長を務めた。SBI閉会プレナリーは、これらの項目に関する結論書およびCOP決定書案を採択した。

**資金メカニズムの第4回レビュー:**G-77/中国は、第4回レビューが義務の実施におけるギャップについて包括的な形で検討する機会を与えると述べた。LDCsは、LDC作業計画実施への不満を表明し、資金供与をNAPAsだけに限定すべきでないとして強調した。中国は、先進国が第5回GEF資金補填に対する資金供与を大幅に増額しなければならないとし、2013年以降での実施を推進するべく能力を高めるためGEFを改革すべきだと述べた。

EUは、第5回資金補填の完了にせんだレビューとガイダンスを歓迎し、AWG-LCA定義されている体制の中でGEFの果たせる役割を徐々に明らかにするベースを与えるはずだと指摘した。コンタクトグループでの議論で、EUは、冒頭部分のいくつかの導入パラグラフを削除して、結論書草案 (FCCC/SBI/2009/L.15/Rev.1) のスリム化を図るよう提案した。オーストラリアとノルウェーは、本質的な問題に焦点を当てるよう求めた。米国は、米国連邦議会が、GEFにおける多様な気候変動活動に対し、5千億ドルを2010年予算に入れるよう活動していると指摘した。

SBI閉会プレナリーで、共同議長のLeiは、この議題項目での進展があったと指摘する一方、コンタクトグループが作業を終わらせるにはもう少し時間が必要だと述べた。

**SBI結論書:**SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.29) を採択した、この結論書SBI 32での交渉のベースになる。

**GEF報告書:**GEFは、12月8日、報告書を提出した。GEFのCEOで議長のMonique Barbutは、GEFが緩和について既に27億米ドルの資金投資を行っているとして指摘し、GEFの改革には4つの焦点があると強調した。すなわち、条約ガイダンスへの対応、国の所有権、効果と効率、第5回資金補填である。

スイスは、資金メカニズムの運用機関であり、資金捻出の仲介者でもあるというGEFの役割を支持し、実績を改善することが重要だと指摘した。アルジェリアはアフリカン・グループの立場で発言し、GEFの改革は心強いが不適切であるとし、受益者優先を緊急に強化する必要があると指摘した。バルバドスは、GEFの資金割当枠組みを改善する努力が続けられていることを認め、強力な第5回資金補填を求めた。ベニンは、GEF窓口とUNFCCCとの間のつながりを密接にする必要があると強調した。ガンビアは、前向きなGEF改革はLDCsにとっての資金アクセスを高める結果を生むと指摘し、第5回資金補填により、最後進途上国基金の資金が強化されてほしいとの希望を表明した。シリアは、資金源の配分を再検討するよう求め、特に適応プロジェクトに関して見直しを求めた。スーダンもG77/中国の立場で発言し、資金の予測可能性と適切性に関する懸念に焦点を当てた。同代表は、マリ、ルワンダ、アンティグア・バーブーダ、東チモールと共に、共同資金の要求に反対し、これはLDCsにとって特に負担が重いと述べた。ウガンダは、実施組織のモニタリングと評価を支持した。

**特別気候変動基金の評価:**この問題は12月8日のSBIプレナリーで最初に検討され、12月12日、SBIは結論書を採択した。SBI 30は、締約国に対し、決定書1/CP.12に規定する優先分野の活動に対する資金供与の実施状況について意見と提案を事務局に提出するよう求めた。事務局は、締約国からまだ意見提出を受けていないと締約

国に伝えた。

**SBI結論書**：結論書（FCCC/SBI/2009/31）において、SBIは、SBI 32でもこの議題項目の下で問題の審議を継続すると合意する。

閉会プレナリー：閉会プレナリーは12月12日に開催され、会合報告書（FCCC/SBI/2009/L.17）が採択された。SBI議長のBratasidaは午後9時15分、会合の閉会を宣言した。

#### ハイレベル・セグメント

ハイレベル・セグメントの歓迎式典は、12月15日火曜日に行われた。デンマークのLars Løkke Rasmussen首相は、これだけ多くの著名な来賓の存在自体、野心的で公平かつ効果的な気候協定を約束するものだと述べた。同首相は、「世界は文字通り息を詰めて結果を待っている」と指摘し、世界の指導者に対し、今日の政治的なモーメンタムを「変革への決定的瞬間」に転換するよう求めた。

国連事務総長のBan Ki-moonは、この「決定的な瞬間」にいたるまでの長い道のりを指摘し、「これまでとは違う未来を描くため今日ここにいるのだ」と指摘した。同事務総長は、公平で野心的かつ包括的な合意を求め、これは何を意味するかというと、先進工業国の中期的緩和目標における野心度を高めること、途上国が排出量の増加を「ビジネスアズユージュアル」の場合以下に抑えるためさらなる行動をとること、全ての国を対象とする適応枠組み、資金援助と技術支援、透明で公平なガバナンスであると述べた。同事務総長は、資金が重要なカギとなると強調し、コペンハーゲン立ち上げ基金に対し、今後3年間、毎年約100億米ドルを拠出することで先進国の意見が一致し始めていることを歓迎した。国連事務総長のBan Ki-moonは、2010年の可能な限り早い時期に、法的拘束力のある気候協定の基礎を築くことが目標だと強調し、そのような合意が得られるまでは、「京都議定書が削減約束を規定する法的拘束力のある」手段であり、「そのように保持されるべきだ」とのべた。

COP議長のHedegaardは、締約国がそれぞれの立場を繰り返すだけなら、失敗の可能性があり、公式手続きの進展を遅くすると指摘し、今後の数日間のキーワードは「妥協」だと述べた。同議長は、各国に対し、大きな一歩を踏み出し、合意の実行を約束するよう求め、参加者に対し、「何が出来たかの責任もあるが、何ができなかったかでも責任を問われる」ことを想起した。

UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、火曜日がバリ・ロードマップ採択2周年であると指摘し、「今こそ実行の時だ」と強調した。同事務局長は、一定の進展があったが、「成功を祝うにはまだ十分でない」と述べた。同事務局長は、緩和、適応、技術協力、資金、REDD、キャパシティビルディングの行動では速やかに実施できる土壤があると指摘した。同事務局長は、115カ国の世界の指導者が、コペンハーゲン会合に参加するが、「てぶらで」はこの地を離れられないと述べ、締約国に対し、懸案事項を解決するよう求めた。

英国のチャールズ皇太子は、「気候変動に関する部分的な解決は何の解決にもならない」と述べた。同皇太子は、政府、ビジネス、NGOs、市民社会のパートナーシップの有用性を強調し、気候変動に対応する最も早急で最も費用効果の高い方法は熱帯雨林を保護することだと述べた。

ノーベル平和賞受賞者で国連平和メッセンジャーのWangari Maathaiは、どういった会議でも「完璧な文書」を持って終わるわけではないと指摘し、公平性、誠実、透明性、責任をベースに共通する立場を見出す必要があると強調した。同受賞者は、参加者に対し、「不信の遺産」を克服するよう求め、コペンハーゲン合意では、寄贈者と受益者間の信頼をベースにした統治構造を提供する必要があると強調した。

閉会式典：12月16日、ハイレベル・セグメントの閉会式典が行われた。UNFCCC事務局長のde Boerは、COP/MOP

議長はHedegaardから辞表を受け取ったと説明し、手順規則案に則り、デンマークのLars Løkke Rasmussen首相を代わりの議長に指名すると発表した。同事務局長は、Connie HedegaardがCOP議長特別代表に任じられ、引き続き非公式協議での努力を続けると指摘した。

Hedegaardは、多数の各国首脳および政府代表が到着した結果、デンマークの首相がCOP議長の席につくことが適切だと指摘した。同代表は、COP議長職としては、「実質的にAWGsから送られた2つの文書をベースにする」2つの文書で構成された成果文書パッケージを提出する計画だと説明した。同代表は、これらの文書は近く提供されると述べた。

COP議長のRasmussenによる開会の挨拶の最中、締約国数カ国が議事手続き上の問題を提起した。ブラジルは、デンマークのCOP議長職が提案する文書の明確化を求め、COPプレナリーがAWG-LCAの報告を検討する会議を開催していない時になぜそのような文書が提出されるのかと質問した。UNFCCC事務局長のde Boerは、AWG-LCA報告書を検討するCOPプレナリーを午後早くに召集し、送られてきた文書についてどのように進めるか決定すると参加者に連絡した。

ブラジルは、新しい文書を作成し、それをどう進めるかについての議論に焦点を当てることは、締約国が交渉した文書が今後の作業の基礎にならないという印象を受けるとし、中国もこれを支持した。中国は、「ホスト国と締約国の信頼」の問題であるとし、手順が透明でないと指摘した。同代表は、コペンハーゲンでの成果の「唯一の法的な根拠」は、AWGsから得られた成果文書であり、議長職が「晴天の霹靂で文書を提出する」ことはできないと述べた。インドは、締約国が交渉したAWG-LCAとAWG-KPの文書のみを今後の交渉の指針とすべきだと強調した。モルディブは、COP議長職の提案する新しい文書を検討することで前進しようと提案した。

スーダンはG77/中国の立場で発言し、締約国は、締約国主導の透明性のある2つの交渉トラックでの交渉プロセスで合意したことを強調し、「出し抜けに出された文書にハンコを捺す」用意はないと述べた。エクアドルは、「深刻な手続き上の問題」に焦点を当て、透明性と参加性の欠如を強調した。南アフリカは、COP議長職は締約国主導のプロセスを確保するものだとして想起した。ボリビアは、手続きだけでなく中身も問題だとし、デンマークの文書には民主的または参加性のプロセスの成果が反映されていないと強調した。

COP議長のRasmussenは、デンマーク文書はまだ提出されておらず、議長職は締約国の意思を十分に尊重していると説明した。同首相は、締約国に対し、午後にCOPプレナリーを開催し、その時にも締約国は今後の進め方を決定できると述べた。

各国のステートメント：12月16日と17日のハイレベル・セグメントでは各国首脳、政府代表、代表団長がステートメントを発表した、最初は、主要交渉グループの代表からステートメントが発表された。

スーダンのNafie Ali Nafie副大統領はG77/中国の立場で発言し、AWG-KPとAWG-LCAの2つの交渉トラックの成果を保持し、比較可能かつ野心的な排出削減量に基づき、京都議定書の第2約束期間を設置し、衡平性と共通だが差異ある責任という条約の原則を尊重する必要があると強調した。

エチオピアのMeles Zenawi首相は、アフリカン・グループの立場で発言し、アフリカが一つになって声をあげることの重要性を指摘し、短期の資金提案の概要を紹介した。この中には次のものが含まれる：2010-2012年に毎年100億米ドル；資金供与国と受益国が等しい人数の代表を出す理事会；資金の40%をアフリカ向けとする；基金の立ち上げを推進するための専門家委員会。長期的な資金供与に関し、同首相は、特に、2020年までに毎年1千億米ドルが必要であり、そのうちの少なくとも50%は、LDCSとSIDSのものとし、アフリカの割合に

については、アフリカ開発銀行が管理すべきと述べた。

グレナダのTillman Thomas首相は、AOSISの立場で発言し、コペンハーゲンの成果が「何百万の人々が生きて行けるよう正しいことをしてくれると我々を頼っている」人たちの期待感と希望にこたえるため、共に努力するよう全ての国に呼びかけた。同首相は、気温の上昇を1.5℃をはるかに下回る温度に限定し温室効果ガス濃度を350ppmで抑えるという目標を達成するには、それぞれの共通だが差異ある責任に基づき、必要な排出削減量を得るための「強力な措置」を取る必要があると強調した。

レソトのPakalitha Bethuel Mosisili首相はLDCsの立場で発言して、LDCsはNAPAsの策定で進展を得ていると指摘し、開発援助金に追加的で、入手可能、予測可能、持続可能なLDCsのための資金の規模拡大を求めた。

スウェーデンのAndreas Calgren環境大臣は、EUの立場で発言し、締約国に対し、先進国と新興経済国の行動を含め、全ての国が参加する、法的拘束力のある、野心的で世界的、包括的な合意なしにコペンハーゲンを離れないよう求めた。同大臣は、米国に対し、法的拘束力のある経済全般の排出削減約束を採用するよう求め、中国に対し、拘束力のある行動を採用するよう呼びかけ、これら諸国が「それぞれのポテンシャルを完全に解放し」、世界が2℃未満の気温上昇で抑えるとの目標達成を可能にするよう求めた。

オーストラリアの気候・水担当大臣のPenny Wongは、アンブレラグループの立場で発言し、2050年までに世界の排出量を50%削減するためには、全ての主要経済国が法的拘束力のある約束をし、環境上の成果をもたらす合意にするよう求めた。同代表は、特に脆弱な諸国、LDCs向けに、炭素市場を含めた官民の資金源から1200億米ドルを導入する基本要素に焦点を当てた。

12月16日から12月17日は、多数の各国首脳、政府代表、代表団長がハイレベル・セグメントで演説した。12月18日のハイレベル・セグメントでは、オブザーバー組織代表のステートメントが発表された。ステートメントは下記のURLでインターネット送信されている：

[http://www9.cop15.meta-fusion.com/kongresse/cop15/templ/intro.php?id\\_kongressmain=1&theme=unfccc](http://www9.cop15.meta-fusion.com/kongresse/cop15/templ/intro.php?id_kongressmain=1&theme=unfccc)

12月18日午前中、デンマーク首相でCOP議長のRasmussenは非公式のハイレベルイベントを開催した。このイベントで発表した来賓は次の通り：国連事務総長のBan Ki-moon、米国大統領のBarack Obama、中国のWen Jiabao首相、エチオピアのMeles Zenawi首相、ブラジル大統領のLuiz Inacio Lula da Silva、ロシア大統領のDmitry Medvedev、インドのMonmohan Singh首相、スウェーデンのFredrik Reinfeldt首相、コロンビア大統領のAlvaro Uribe、日本のYukio Hatoyama首相、南アフリカ大統領のJacob Zuma、韓国大統領Myung-bak Lee、グレナダのTillman Thomas首相、スーダンのNafie Ali Nafie副大統領、欧州委員会のJosé Manuel Barroso議長、レソトのPakalitha Bethuel Mosisili首相、ボリビア大統領のEvo Morales、ベネズエラ大統領のHugo Chavéz。非公式ハイレベルイベントのウェブキャストは、下記のURLに掲載：

[http://www2.cop15.meta-fusion.com/kongresse/cop15/templ/play.php?id\\_kongressmain=1&theme=unfccc&id\\_kongresssession=2720](http://www2.cop15.meta-fusion.com/kongresse/cop15/templ/play.php?id_kongressmain=1&theme=unfccc&id_kongresssession=2720)

#### コペンハーゲン気候変動会議の簡略な分析

コペンハーゲンでの国連気候変動会議は、多くの意味で歴史的な出来事であった。この会議は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）および2007年12月の第13回締約国会議（COP 13）で合意されたバリ・ロードマップに基づく2年間の厳しい交渉の頂点であった。世界中の何百万もの人々が、この「Hopenhagen（希望のコペンハーゲン）」

ン)」が気候変動との戦いにおける転換点になることを希望した。ハイレベル・セグメントには115の国の首脳や政府代表が集い、ニューヨーク以外では最大のハイレベルな集まりだと広く報じられた。40,000名以上の人々が入場承認を申請し、会議場の収容人数である15,000名をはるかに超えた。この会議の間、コペンハーゲンでは大規模な、時には暴力的なデモが行われ、世界の指導者たちに意味のある合意を行うよう求めた。コペンハーゲン会議が歴史に足跡を残したことは疑う余地がない、国際政治の議題として気候変動がこれほど大きく取り上げられたことはかつてなかった。しかし、その成果についての感触は、功罪半ばというのがせいぜいであり、失敗だったと考えるものまでいる。

この簡単な分析では、コペンハーゲンの中身とプロセスの両方の意味で、その成果に焦点を当て、この成果がUNFCCCプロセスにとりどのような意味があるか、そして更に重要なことには気候変動との戦いにおいてどのような意味があるかを検証する。

#### コペンハーゲンに対する期待感

2009年初め、UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、コペンハーゲン会合の成果として提供可能な重要な点として、次のものを挙げた、すなわち、先進国による野心的な中期排出削減量に関する合意、主要途上国による緩和行動の明確化、短期および長期の資金、統治構造。UNFCCCの下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-LCA) および京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-KP) という2つの主要組織は、2009年、コペンハーゲン会議までに5回の交渉会合を開催した。他にも多様な設定で関連する議論が行われており、この中には、グリーンランド協議、エネルギーと気候変動に関する主要経済国フォーラム、G-8、G-20などが含まれる。

2009年、AWG-KPでの交渉は、あまり進展がなく、途上国は附属書I締約国に対し科学的な結論に沿った野心的な排出削減目標を約束するよう求め、先進国は「数値」で進展を図り、気候変動に意味のある対応をするには、米国や主要途上国も参加する交渉が必要だと強調した。AWG-LCAでは、UNFCCCの歴史の中でも最も複雑な文書が交渉文書として作成され、200頁近くの中には、全てのUNFCCC締約国が提出した多様な提案が盛り込まれ、意見対立のある分野を示す数千もの括弧書きが加えられた。この1年を通して、適応、途上国での森林減少および森林の劣化の排出削減プラス保全 (REDDプラス)、技術といった問題での進展は「プラス」であったというのが共通の受け止め方であった。しかし資金および緩和については各国の立場に大きな溝が残された。また多数のものが、緩和枠組みの法的構造ならびに京都議定書の2013年以降の継続に関する問題を、交渉の席にかかった「雲」と表した。

コペンハーゲン会議が近づくとつれ、また交渉会合の成果がコペンハーゲンでの野心的な成果に必要とされるもの以下しか達成できないにつれ、多くのものが特に法的拘束力のある成果に対する期待感を引き下げた。これと同時に、中国と米国の間での協議など多様な非公式協議において前進があったとの噂も流れた。9月の国連事務総長による気候サミットでは、100名を超える世界の指導者が、12月に意味のある成果を収めるとの政治的意思を表明した。コペンハーゲンに来たものの多くは、法的拘束力のある成果を得られない場合でも、国際的な意思決定力を持つもののユニークな集まりとして、途上国での気候変動に対応する早期開始資金や2010年での法的拘束力のある合意に向けたプロセスなど、主要な問題で政治合意が生まれることを希望した。

#### コペンハーゲンでの決定的な瞬間

コペンハーゲン会議の特徴は、多数の劇的な出来事があったことである。開始時から、コペンハーゲン会議

に提出するため11月の「プレCOP 15」会議に参加した特定の諸国にのみ提示されたとされる「デンマーク文書」に関するうわさが飛び交った。事実、会議の第1週では、英国のガーディアン紙に、この文書がリークされ、一部のベテラン交渉担当者はこれが「デンマーク文書」の初期の草案だと認めた。COP議長がコペンハーゲン合意文を提示すると予想した交渉グループの多くや臨時の諸国同盟は、それぞれ独自の文書を作成しはじめ、その一部もメディアにリークされた。12月16日、ハイレベル・セグメントが開催された際、デンマークのCOP議長は、「実質的にはAWGsから送られてきた2つの文書に基づく」2つの文章を提示する意図があると正式に発表した。この提案は多くの参加者、特に途上国の参加者の怒りを招き、途上国側は、この提案は過去1年間を通してAWG-LCAおよびAWG-KPで行ってきた交渉文書作成の「透明性があり民主的な」努力を踏みにじるものだと主張した。「デンマーク文書」を作成したものはプロセスに特に精通していない」と嘆くものもあり、「この極めて複雑な問題をそう簡単に理解して、いきなり何かの文書を取り出すことなど想定できない。このプロセスはどのように動くのか知っているもの言うことを聞き、助言を得るべきだ」と続けた。

この会議の「重要な転換点」と多くのものが見ていた第2週の水曜日、交渉に当てられた時間の殆ど全てを使い切って、非公式協議が続けられた。その結果、締約国はAWG-KPおよびAWG-LCAで作成された文書のみを今後の議論のベースとすることで合意した。時間が無駄になったことについて多くのものがデンマークのCOP議長職の責任だとしたが、一部のものは議長提案の拒否に懸念の声をあげ、「AWG-LCAやAWG-KPから送られた文書は複雑すぎるし、括弧書きばかりだ。このような文書をベースに各国の閣僚や首脳が交渉できるものではない。妥協案の提出はこの問題の解決策だ。現状ではハイレベルな交渉を全くの白紙から始める必要があることを意味する」と述べた。

このほかにも時間のかかる手続き上の障害がみられた。12月14日月曜日、アフリカン・グループとLDCsは、AWG-LCAでの交渉中断、さらにはAWG-KPでも附属書I締約国の2013年以降の更なる排出削減量以外の他の全ての問題の交渉を中断するよう求め、G-77/中国の他の諸国もこれを支持した。この動きは、非公式の閣僚協議においてAWG-LCAの問題だけが取り上げられたことに抗議する意図を持つものであった。「コペンハーゲン会議の主要な成果は、京都議定書の延長と附属書I諸国の新しい目標に関する合意だ。このためには、これらについてより高いレベルで適切な審議が行われるべきだ」というのが途上国参加者の立場であった。G-77/中国による「退席」と称するものもいた動きにより、大半の先進国交渉担当者は「深刻な焦燥感」に見舞われた。

「誠意を持って交渉し、途上国の懸念に耳を傾けるためにこの会議にきたのに、彼らは手続き上の理由で会議の進行を止めている」とある先進国の交渉担当者はコメントした。

AWG-LCAで議論された問題に関し、COPのしたでの「議長の友人」協議を設置するかどうかでも長時間の議論が行われた。会議を進めるうえでは、これが唯一の賢い方法だと多くのものが見た一方で、一部の途上国は強く反対し、透明で参加性のプロセスが必要だと強調した。「一部の合意はこの部屋にいるだれもが交渉に参加した。これこそ透明なプロセスだ」とある途上国の参加者は指摘した。他の多くの参加者は焦燥感を表明し、自分達の指導者は既にコペンハーゲンにつき、デンマーク女王主催の公式晩餐会に出席しており、指導者がこのプロセスに入って来るまでに残された時間は少ないと述べた。

オブザーバーおよび市民社会の代表の参加に関する議論でも、透明性の問題が議論の中心となった。ベラセンターは収容人員15,000名であり、出席承認を申請した21,000名のNGO代表や5,000名のマスコミ関係者、その他締約国や政府間組織の関係者など4万名全員を収容することはできない。第2週の初めでは、多くのものが登

録のため寒さの中、6時間から9時間も列に並び、その多くが登録できなかった。この会議の最後の重要な数日間に、会場に入場できた市民社会の参加者は、極めて限られた人数だけであった。多くのNGO代表は怒り、このような重要な瞬間に交渉から外されるのは、会議の成果事態にもよくないと主張した。COP議長Connie Hedegaardが開催した市民社会に対するブリーフィングで、或るNGOの代表は、「何が起きているかもわからず、このような重要な交渉が行われている建物の近くにもよれないのでは、どうやって圧力をかけ続けられるのか」と質問した。

最終的には、115カ国の首脳や政府代表がコペンハーゲンに到着し、交渉の動きと手順が大きく変化した。最終日には、多数の著名な交渉担当者が廊下で他の者とともにいらいらしながら待っている姿が目撃された。大統領や首相が、随員やジャーナリストを引き連れて一つの会議から別の会議に急ぐ姿も見られた。

12月18日金曜日の夜遅くには、最高の政治レベルでの「議長の友人」協議の結果として合意にいたり、この合意は、米国のBarack Obama大統領がワシントンにむけ出発する直前に発表し、マスコミで広く報じられた。事実、多数の参加者はインターネットで初めてこのコペンハーゲン合意を知り、さらに公式のUNFCCC文書が作成される前に、この文章の草案がマスメディアにリークした。メディアの記事は大半が、小数の国により作成された交渉結果をほめかすだけであった。プロセスに近い多くのものは絶望し、小数の諸国グループで合意に達したものを発表するのは民主的でもなければ外交的でもないとして主張した。「国連の会議であって、合意に達したと報じられる前に全員が合意するべきだ」と小さな途上国代表団の交渉担当者はコメントした。しかし、一部のものは、「現実の合意取引を決める」には「大物」の参加を得るのが唯一の方法であり、大物たちは自身の手順や戦術を用いるだろうと論じた。大物（政治家）の大半は民主的な手続きで選ばれた指導者であり、それぞれの国民に直接説明する義務があると強調した。

しかし、コペンハーゲン合意に至った手続きが国連の基準からみて透明性があり、十分民主的なものであったかどうかには大きな論争的となる。金曜日夜遅く、COP議長でデンマークの首相のLars Løkke Rasmussenは、「コペンハーゲン合意」を正式な採択のため提出した。この提案は、多くのものが、前例がなく極めて深い亀裂のある論争と称する議論を引き起こした。ベネズエラ、ボリビア、キューバ、ニカラグアを筆頭に小数の途上国が、「不透明で民主的でない」交渉プロセスへの強い反対を唱え、コペンハーゲン合意を棄却した。ツバルも、この文書と手続きを批判した。スーダンも、この合意は「アフリカの書き置き」だと称した。しかし全ての先進国および大半の途上国、ならびにAOSIS、LDCs、アフリカン・グループの立場の発言者は、この交渉プロセスの合法性を認識し、COP 15でのコペンハーゲン合意の採択を求めた。大半の諸国は、この成果は完全なものというには程遠いと認めつつ、この合意は前進する重要な一歩であると認識した。国連事務総長のBan Ki-moonが進行役を務める非公式協議の結果、土曜日の朝早く、COP 15は、コペンハーゲン合意に「留意」し、合意支持の登録を希望する諸国は登録することができ、それぞれの目標を2010年1月31日までに提出するという、UNFCCCでは前例のない手順を確立することで合意した。

多くのものが、これは不満足な結果であると見た。また一部のものは、多くのメディアの報道に欠けていたと感じた点として、先進国、途上国を問わず多くのものが合意の内容に深刻な不安を抱えている一方、大多数のものは、交渉プロセスが適切に代表されていると考え、コペンハーゲン合意の正式な採択を支持していた事実をあげた。

コペンハーゲン合意

コペンハーゲン合意の内容については直後に強い批判にさらされた。しかし、この合意には2℃目標が盛り込まれ、他にも多くの重要な規定がもりこまれたと主張するものもある。事実、コペンハーゲン合意は、気候変動に対応するための将来枠組みの概要を示した簡潔な文書であると見るものが多い。

いずれにしても、この合意に規定された先進国の緩和は、「明らかに弱く」、「京都議定書から一步後退」という見方が広まっている。先進国は法的拘束力のある排出削減量を約束していない。同様に、世界の排出削減量の長期目標も数値化されておらず、世界の排出量がピークを迎える時期も特定されていない。その代わりに、この合意では、先進国および途上国が条約側に情報を提供する目的で、それぞれの約束を提出するという、米国が最も強く推奨しているボトムアップ手法を提案する。

途上国による緩和行動に関して、合意には何ら排出削減数量目標が盛り込まれておらず、主に途上国の行動に対する算定可能、報告可能、検証可能性（MRV）を記載するに過ぎない。このMRVはコペンハーゲン会議に向けての交渉で重要な障害の一つであった。支援を受けない行動のMRVは、国内的に行われ、国別報告書を通して条約に報告されることが提案されている。しかしこの合意にはそのような表現は盛り込まれておらず、これは米国と中国の妥協の成果と伝えられる、代わりに「国際的な協議と分析」というまだ定義されていない概念の条項が盛り込まれると言われる。しかし、国際的な資金や技術移転、キャパシティビルディングの支援を受ける行動の場合は国際的なMRVの対象となる。

「この合意において最も成功した部分」と多くのものが表現するのが、短期および長期の資金供与に関する合意である。先進国は、途上国の緩和行動および適応行動に資金を提供するとの明確な約束を携えてコペンハーゲン会議に臨んだ。コペンハーゲン合意によると、2010-2012年の期間に300億米ドルが提供され、2020年までにさらに年間1千億米ドルの長期資金が多様な資金源から提供される。またこの合意では、REDDプラスのメカニズム、資金供与の実施について分析するCOPの下のハイレベル・パネル、コペンハーゲン・グリーン基金、技術メカニズムという4つの新しい組織が設立された。さらにこの合意には、多数のSIDS諸国および他の諸国が主唱してきた、気温上昇を1.5℃未満に抑える可能性も記載されたが、合意の実施の将来評価に関連してのみの記載となった。

「採択されたなら、この合意はより良い法的拘束力のある成果に向けた大きな一步前進になるはずだった」とある参加者はベラセンターを離れる際にコメントした。しかし長時間の深夜の厳しい交渉を何日も繰り返した上に、この合意が「前例のない手順」で採択されただけに、多数のものは、この合意の法的な影響そして運用上の影響の分析を躊躇していた。特に、文書の中の資金供与を運用する根拠は不明確であると多くのものが指摘しており、現実に資金を必要としている途上国には極めて不運かつ不利益である。コペンハーゲンを離れる参加者にとっても将来の道筋はまだ明確になっていない。COPおよびCOP/MOPはAWG-LCAおよびAWG-KPのマンデートをもう一年延ばすことで合意した。しかし交渉を何時どこで継続するかは決まっていない。

#### コペンハーゲンの実質的内容

コペンハーゲン会議の「混乱して」「かなり感情的」であった瞬間が終わった今、残された疑問は、この会議とその成果を大きなうねりの中でどう特徴づけるべきかである。コペンハーゲンは失敗だったのか？交渉において大きな隔たりと悪感情がみられたことは間違いないようであり、結果として出されたコペンハーゲン合意は、交渉担当者にしるオプザバーにしる多数のものを失望させるものであった。しかしUNFCCCの歴史を振り返るなら、この5年間の間に重要な進展がみられた。言い換えるなら、2005年5月の政府専門家の非公式な一

日セミナーから生まれた長期的な議論が、条約の会合やバリ・ロードマップを経て、コペンハーゲン会議に至り、そこで初めて世界の指導者たちの大半が集まり、いまや人類にとり深刻な脅威であるとの認識で一致している気候変動問題について忌憚なく、真剣に議論したのである。指導者間では、途上国での適応と緩和など、これまで「触れられなかった」問題も全て議論された。先進国および主要途上国による緩和行動では合意に達し、短期資金、長期資金として何十億ドルもの資金が約束された。気候変動の脅威がこれほど緊急で深刻なものでなければ、参加者は、過去数年間の実績で満足したはずである。しかし、今の状況では、コペンハーゲン会議の成果は、気候変動との戦いで世界が転換点を越えたとだれもが確信できるまでには驚くほど多くの作業が残されている現実を浮き彫りにした。コペンハーゲンで生み出された政治的、公的な側面を、気候変動に関する法的拘束力があり野心的な国際合意に置き換えることができるかどうかはこれからの問題である。

#### UPCOMING MEETINGS

気候サービスの世界的枠組みに関するハイレベルタスクフォースの政府間会合：この会議は2010年1月11-12日、スイスのジュネーブで開催予定。この会議は、第3回世界気候会議（WCC-3）において気候サービスの世界的な枠組みに関するハイレベルタスクフォース設置を求めた決議を受け企画された。詳しい情報は右記に連絡：WMO；電話：+41-22-730-8111；ファクシミリ：+41-22-730-8181；電子メール：[hlt@wmo.int](mailto:hlt@wmo.int)；インターネット：[http://www.wmo.int/hlt-gfcs/index\\_en.html](http://www.wmo.int/hlt-gfcs/index_en.html)

第4回コミュニティーベースの適応に関する国際会議（CBA）：この会議は2010年2月21-27日、タンザニアのダルエルサラームで開催の予定。異なる部門、国の実務担当者、研究者、資金提供者、および危険にさらされる地域社会におけるCBAの計画および実施の最新状況について情報を交換し、取りまとめることを目指す。詳しい情報は右記に連絡：Saleemul HuqまたはHannah Reid；電話：+44-（0）20-7388-2117；ファクシミリ：+44-（0）20-7388-2826；電子メール：[saleemul.huq@iied.org](mailto:saleemul.huq@iied.org)または[hannah.reid@iied.org](mailto:hannah.reid@iied.org)；インターネット：<http://www.iied.org/climatechange/key-issues/community-based-adaptation/cba-conference>

第32回UNFCCC補助機関会合、AWG-LCA 9、AWG-KP 11：第32回UNFCCC補助機関会合（SBIとSBSTA）は、2010年5月31日から6月11日、ドイツのボンで開催される予定。同時にAWG-LCA 9会合とAWG-KP 11会合も開催される。詳しい情報は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：[secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int)；インターネット：<http://unfccc.int/>

第18回英連邦森林会議：この会議は2010年6月28日から7月2日、スコットランドのEdinburghで開催予定。この会議のテーマは「英連邦の森林回復：気候変動と取り組む」。詳しい情報は右記に連絡：会議組織委員会；電話：+44-131-339-9235；ファクシミリ：+44-131-339-9798；電子メール：[cfcc@in-conference.org.uk](mailto:cfcc@in-conference.org.uk)；インターネット：<http://www.cfc2010.org/>

2010年国際気候変動適応会議：この会議は2010年6月29日から7月1日、オーストラリアのゴールドコーストで開催の予定。この会議では、不可避な気候変動の影響に備える準備に焦点を当て、オーストラリアの国家気候変動適応研究所およびCSIRO気候適応フラッグシップが共催する。詳しい情報は右記に連絡：会議事務局；電話：+61-7-3368-2422；ファクシミリ：+61-7-3368-2433；電子メール：[nccarf-conf2010@yrd.com.au](mailto:nccarf-conf2010@yrd.com.au)；インターネット：<http://www.nccarf.edu.au/conference2010>

第2回半乾燥地帯における気候、持続可能性、開発に関する国際会議（ICID II）：この会議は2010年8月16-20日、ブラジルのFortalezaで開催の予定。ICID Iは1992年にリオ会議に続いて開催された。詳しい情報は右記に連

絡: the Executive 事務局: 電話: +55-61-3424-9634; 電子メール: [contact@icid18.org](mailto:contact@icid18.org); インターネット:  
<http://icid18.org>

中南米における森林の統治、分権、REDDに関するワークショップ: この会議は2010年8月10日から9月3日、メキシコのメキシコシティで開催される予定。詳しい情報は右記に連絡: CIFOR; 電話: +62-251-8622-622; ファクシミリ: +62-251-8622-100; 電子メール: [cifor@cgiar.org](mailto:cifor@cgiar.org); インターネット: <http://www.cifor.cgiar.org/Events/CIFOR/decentralisation-redd.htm>

デリー国際再生可能エネルギー会議 (DIREC): この会議は2010年10月27-29日、インドのニューデリーで開催予定。再生可能エネルギーに関する4回目の世界閣僚レベル会議であり、閣僚会議のほかビジネス対ビジネス会議、ビジネス対政府会議、サイドイベント、見本市、展示会などが行われる。詳しい情報は右記に連絡: Rajneesh Khattar; 電話: +91-11-4279-5054; ファクシミリ: +91-11-4279-5098/99; 電子メール: [rajneeshk@eigroup.in](mailto:rajneeshk@eigroup.in); インターネット: <http://direc2010.gov.in>

第16回UNFCCC COPおよび第6回京都議定書締約国会議: この会議は11月29日から12月10日メキシコのメキシコシティで開催されることが暫定的に予定されている。詳しい情報は右記に連絡: UNFCCC事務局; 電話: +49-228-815-1000; ファクシミリ: +49-228-815-1999; 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int); インターネット: <http://unfccc.int/>

## GLOSSARY

AOSIS	小島嶼国連合
AAU	割当量単位
ALBA	アメリカ大陸の人々のためのボリビア同盟
AWG-KP	京都議定書附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ
AWG-LCA	長期的な協力行動に関するアドホックワーキンググループ
BAP	バリ行動計画
CCS	炭素回収貯留
CDM	クリーン開発メカニズム
CDM EB	CDM理事会
CER	認証排出削減量
CGE	条約非附属書I締約国の国別報告書に関する専門家諮問グループ
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書締約国会議
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
GCOS	全球気候観測システム
GEF	地球環境ファシリティー
GHG	温室効果ガス
GWP	地球温暖化係数
HFC	ハイドロフルオロカーボン
IPCC	気候変動に関する政府間パネル

II	共同実施
JISC	共同実施監督委員会
LDC	後進途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
NAMA	国内適切緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
NWP	気候変動の影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画
MRV	計測可能、報告可能、検証可能
ppm	百万分の1
QELRO	排出量削減数量目標
REDD-プラス	途上国における森林減少および森林の劣化の排出量削減ならびに保全
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学的技術的助言に関する補助機関
SIDS	小島嶼開発途上国
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI(仮訳)

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, Chris Spence, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French at this meeting has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish at this meeting has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at UNFCCC COP 15 and COP/MOP 5 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.